

編集協力 総務庁青少年対策本部

# 青少年問題

今年の青少年問題から考える……………馬居 政幸  
放置できないところまで来た未成年者の飲酒問題……………鈴木 健二  
青少年の友人関係とテレビゲーム……………武内 清



財団法人 青少年問題研究会編

# 青少年指導者必携

〈1989年改訂4版〉

定価1,500円 (送料別)

青少年指導者の手引き、研修用テキストとして、ご好評をいただいています。ぜひご活用ください。

本書は、青少年指導者各位の研修用テキストとして、従前より総務庁青少年対策本部のご指導、ご協力を得て続刊している「必携」の改訂第4版です。

今回の改訂は、第1章「青少年問題の現状と課題」と第7章「少年非行の諸問題」を最新の資料に基づいて全面的に改訂しました。青少年問題の現状は急激に変化しており、今回の改訂では、とくに青少年と家庭、学校、情報化、国際化、非行等々との関係が、前版(1985年刊)当時とは大きく異なる様相を示していることを注視、できるだけ新しい資料によって明らかにしました。

## 〈主要項目〉

1. 青少年問題の現状と課題
2. 青少年指導者への道
3. 青少年団体活動の進め方
4. 青少年団体活動の諸問題
5. 青少年指導上の諸問題
6. 青少年指導の方法と技術
7. 少年非行の諸問題

付属資料

青少年関係主要統計  
青少年指導者等一覧  
青少年団体・関係団体一覧

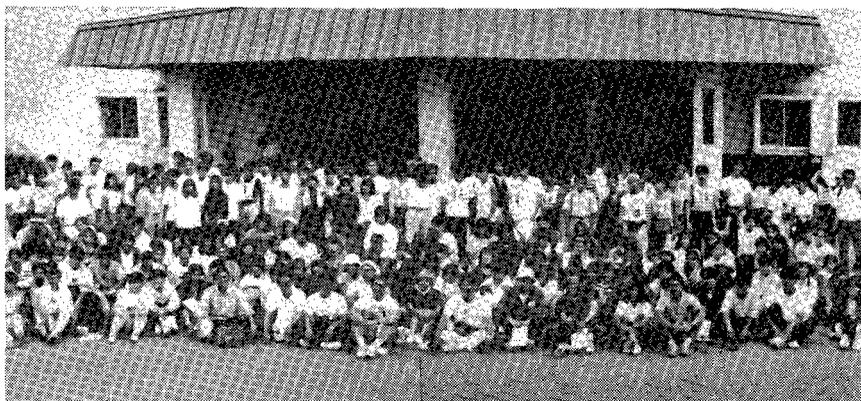
◎大部数お買い上げの場合の割引等、その他詳細は事務局までご照会を——

電話03-3262-6057

# 第4回全国養護施設高校生交流会岐阜大会

標題の高校生交流会が8月11日（日）から14日（水）の3泊4日で、国立乗鞍青年の家をメイン会場にして実施された。この事業は、全国の養護施設に生活を余儀なくされている高校生165名と、そこで働く指導員・保母等92名が集い、22班に分かれた3回の分散会を催し、その他、乗鞍登山、オリエンテーリング、キャンプファイヤーなどの交流の機会を持ち、本大会の趣旨にある「養護施設で生活する高校生が施設生

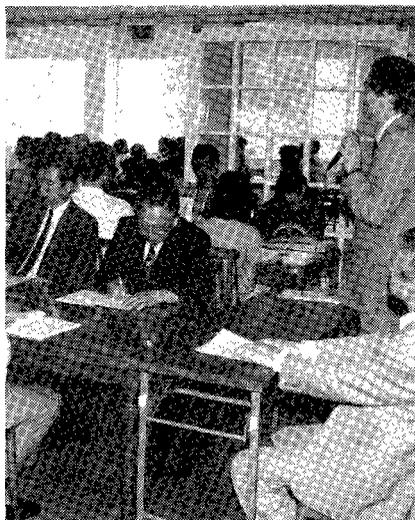
活・学校生活・社会生活の自立に向かっての課題を語り合い、共に悩み、共に解決を目指していく仲間として、共感と連帯感を培う。そして、高校生自身が自らの課題を自らによって考え、発言し、自己の実現に向かって建設的なアプローチができることを期待する」内容で、全社協養護施設協議会の主催、厚生省・岐阜県・岐阜県児童福祉協議会などの後援を得て行われた。



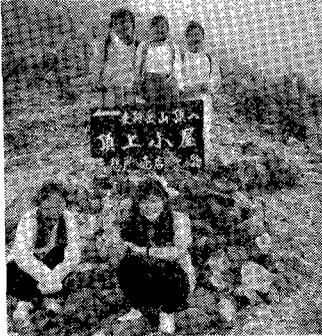
全国養護施設高校生交流会岐阜大会：全員集合



小野倉蔵会長の挨拶で始まった開会式



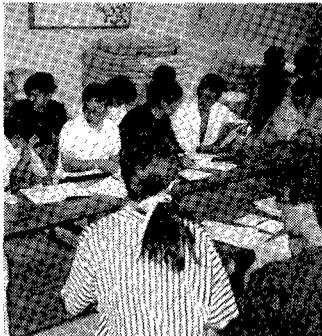
アシスタントスタッフ会議



霧がかかり、身震いした乗鞍登山



持ち寄った土産をひらきながら自己紹介



高校生を交えた代表者会議



野山を駆け回ったオリエンテーリング



退所式を終え、青年の家を後にする高校生たち



霧の中でも熱く燃えたキャンプファイヤー

# 青少年問題

第38巻 第12号

---

巻頭言 子育てと地域社会	木村貴資雄	2
今年の青少年問題から考える	馬居 政幸	4
放置できないところまで来た未成年者の飲酒問題	鈴木 健二	12
青少年の友人関係とテレビゲーム	武内 清	21
——「青少年の友人関係に関する国際比較調査」から——		

---

アメリカ合衆国での社会福祉実習体験	伊藤富士江	30
少年に対する暴力団の影響	麦島 文夫	36
海外情報 増加する少年の銃器犯罪 ——アメリカ——	中根 憲	42

---

口絵によせて 施設生活における“生活の主体者”は誰か	神戸 賢次	41
「青少年問題」第38巻主要記事一覧		46
青少年問題関係主要記事紹介		49

☆口絵：第4回全国養護施設高校生交流会岐阜大会

☆目次カット：山内和則



## 子育てと地域社会

木 村 貴 資 雄

九〇年代に入つて、児童問題で社会の関心を集めた話題が三つある、とある雑誌に書いた。一つは一昨年一月の国連における「子どもの権利に関する条約」の採択、二つ目は子どもの出生数、出生率が史上最低を記録し、一・五七ショックと呼ばれる合計特殊出生率の低下が本格化したこと、三つ目は核家族化がさらにすみ、一世帯の平均家族数が二・九八人と三人を割つたという事実である。国連の条約採択は八九年なので正確ではないが、昨年の子供もサミットの開催は九〇年代の出来事として特筆されよう。

そして、また一年が経過した。子どもの出生数、出生率はさらに低下し、合計特殊出生率も一・五三となつた。一世帯の家族数も二・九五人と規模を縮めた。少子化、核家族化は、すでに高齢者の増加とともに、社会全体の大きな問題となつている。

これは、いわばマクロの視点にすぎない。問題は、こうした状況が子どもたちの生活にどのような影響を与えているかである。少子化、核家族化が子どもの成長発達に必要な仲間社会の形成を難しくした。家庭における子育て機能も低下し、地域もまた、その支えとならなくなつた。

家庭や地域のこうした変化は、共働き家庭や単親家庭の増加にも起因している。共働き世帯はすでに五〇％を超え、子どもを抱えて働く家庭では、必然的に親子の接する時間やゆとりを失わせた。家庭は家族の安らぎ

の場であり、支えの場であり、エネルギー補給の場である。その家庭が少子化、核家族化し、共働きによって、ますますその役割を持たなくなってしまった。

昨年、東京近郊のある町で、子どもの生活実態調査をした。そのなかで多くの子どもたちが、なかば放置されている状態が明らかにされた。調査は小・中学生の放課後の生活を調べたもので、その結果、共働きや単親家庭の子どもたちが親の帰宅までの間、ゲームセンターやコンビニエンス・ストア、デパート、盛り場等で過ごす子どもが目立ち、非行や問題を起こすケースが出ていた。大半の子どもは塾、けい古事、スイミング・クラブ等に通っている。これも、親の立場からみれば目のかけられない間、面倒みてもらっているということになる。小さい子どもは保育所などに預けられるが、帰宅の遅い家庭では祖父母や知人、ベビーシッター等に二重預けする例が多く、実父母との接触の機会が失われている。

家庭の事情とはいえ、大人の生活ペースに子どもが合わせられているというのが実情だ。出勤の都合で十分な朝食も与えられず、夜も食事抜きという例もあった。かつてカギっ子と呼ばれた子どもたち、いまはこれが常態となっている。冷え冷えとした家に一人帰る空々しさは、子どもならずとも実感するところであろう。

いま、我々が取り組むべき課題は、子育てを地域のなかでどう保障するかである。家庭機能の低下は、子育ての知識やノウハウの欠如にまで及んでいる。身近な地域により相談相手や専門の支援組織・機関、利用できる施設が少ないことも問題である。子育てに悩む親、心の拠りどころを求める子どもたち、それを支える地域の基盤の弱さ、いずれも身近な人々の協力関係のなかで取り組まれるべき課題であり、それには子育て家庭支援のための福祉対策を、地域をあげて検討することである。

子どもの権利条約は、子どもに「最善の利益」を保障することをうたっている。子どもが自らの生きる権利の主体者であることを認めることは、同時に地域社会の改革をも意味する。大人たちの反省も含め、子どもたちが健やかに生まれ育つための地域づくりを、ただちに取り組むべきであろう。

(きむら きしお 全国社会福祉協議会児童福祉部長)

# 今年の青少年問題から考える

馬 居 政 幸

## 世界が激変する中で

一九八九年一月のベルリンの壁崩壊を境に、私たちが文字どおり世界的変化の真ただ中に生きていることは誰しも実感していることであろう。とりわけ本年は、湾岸戦争に始まり、ソ連の保守派によるクーデター失敗とソビエト共産党の解体、南北朝鮮の国連加盟、中東和平会議の開催と、第二次世界大戦を代償に得た世界の秩序を、あるいは二十世紀全体を支えてきた枠組み自体を改変する出来事が、次々と生じた年であった。さらに、そのいずれもが、ベルリンの壁崩壊時の歓喜と異なり、新たな世界秩序の創造が、いかに困難な課題を示すものでもあった。

日本国内においても、同様の問題を指摘できよう。PKO法案から掃海艇派遣問題にみる憲法論議、ゴルバチョフ大統領来日による北方領土返還問題から連邦崩壊の危機に

瀕しているソビエトとの新たな関係、バブル経済の崩壊と世界各国との経済摩擦、政治改革論議から新内閣の誕生。いずれもGNP個人比世界一、世界の富の一五%を有する経済大国日本が、世界的変化を自国の問題としてとらえざるをえないことを示す出来事であろう。現在の日本の豊かさを築いた仕組みを、今後は、痛みを伴って新たに組み替えなければならぬことを示唆する出来事でもある。

この痛みを伴う社会の仕組みの替えは、世界的変化を時代と社会の条件として育つ日本の青少年の問題にも影響を及ぼさざるをえないのではないか。このような視点で、今年の青少年問題をふりかえってみたい。ただし、私は国全体の青少年問題を見通す立場にいる者ではない。静岡の地で、旧来の伝統的な地域組織に基盤をおきつつ、健全育成の活動に取り組む人たちが、学校の中で生活科をはじめとする新たな教育施策を生かすために、日々努力して

いる先生方とともに、研究と教育を進めている者である。そのため、このような私自身の関心の及ぶ範囲内ではあるが、巨大な世界的変化を一方に見据えつつも、あくまで、一人ひとりの日常生活における意味を重視する立場から、今年の青少年問題について考えてみたい。

そこで、まず、静岡県内で青少年問題にかかわる行政担当者や地域で活動する人たちに、今年どのような問題があったかを尋ねてみた。次いで、手元にある新聞の切り抜き集から、私なりに問題と思われる出来事を整理してみた。

## 今年、何があったか

何人かの行政担当者や地域のリーダーへのインタビューを終えての私の感想を一言でいえば「今年は、それほど大きな問題がなくほっとしている」ということである。その中で唯一話題になったのが「ダイヤルQ<sub>2</sub>」と「有害コミック規制」の問題である。

ダイヤルQ<sub>2</sub>とはNTTが二年前に始めたテレホンサービスで、情報料回収代行サービスの略称。その中で、多く人数が同時に会話する「パーティーライン」、二人で話す「ツーショット」、あるいは露骨な性表現を流す「アダルト番組」が、青少年に悪影響を与えたとして問題となった。また、子ども向けと思われる可愛い女の子の表紙を開けると激し

い性描写でいっぱい、というコミック単行本が、やはり青少年にとって有害であるとして問題となった。

もし、本当に問題がこれだけとすれば、世界的変化の中にある今年の日本の青少年問題としては「ほっとしている」と私の感想も、的外れではないであろう。

では、新聞報道の中の青少年問題はどうかであったか。こちらの方は、それほど平穩であったとはいえないようだ。

例えば、三月一九日、兵庫県立農業高校で入学試験の答案を改ざんした事実が発覚したことが報道され、翌日には、その中心が校長であったことが明らかになった。昨年の校門圧死事故がやはり神戸であったことも重なり、各紙で特集が生まれ、事件の背景が詳細に報道された。

また同時期に、明治大学では替え玉受験が発覚、大学当局で内部調査が開始されていた。そして六月二〇日に、野球部の元監督をはじめ、運動部を中心とする学内関係者が逮捕されたことが報道された。その間、依頼した親の中にタレントがいたため、テレビのワイドショーにぎわしたことを記憶されている方も多いであろう。

さらに七月二八日から二九日にかけて、悲惨な事件が起こった。自閉症や登校拒否児を預かる民間施設「風の子学園」で、一四歳の少年と一六歳の少女がコンテナの中に四五時間閉じ込められ、死亡した監禁致死事件である。

二つの入試不正は、学校関係者と依頼した親との間で生じた事件。「風の子学園」は、学校でも家庭でも手に余る青少年を預かる場で生じた事件。いずれも青少年は被害者でこそあれ、問題を起こした当事者とはいえない。

ダイヤルQ<sub>2</sub>や有害コミックの場合はどうか。いずれもNTTや出版社が営利目的に、誰もが買えることを前提として開発した「商品」。それを「買う」(利用する、読む)かどうかの判断の基準は、消費者の側にあるはず。「買う」ことで「問題が生じると思われる年齢の青少年の行動」のコントロールは、基本的に家庭での親子の関係の問題ではないか。責任の重みは、青少年ではなく親の方にあると考える。ただし、それは商品を提供する側に問題がないということではない。商品の質を最終的に決定するのは企業ではなく消費者であり、それが自由な社会の原則でありリスクでもあることを、自分の子どもに気づかせるのが「とくに現代を生きる」親の責任、という意味である。

このように考える時、今年の青少年をめぐる問題は青少年自体の行動よりも、学校と家庭という彼ら彼女らが「生活する場」のあり方にあるといえまいか。もっとも、学校と家庭が問題とされるのは、今年が初めてではない。むしろ、つねに問題とされてきたはず。とすれば、一九九一年固有の問題とは何か。もう少し一年の出来事を振り返って

考えてみたい。ところで今年は、ここ数年、学校と家庭を舞台として生じた事件の判決が出され、論議をよんだ。

### 一九八〇年代の問題を受けて

まず、学校のあり方が問われたものをあげてみたい。

①三月二七日、東京地裁で、中野富士見中いじめ自殺事件訴訟において、自殺した鹿川君の「心理的・精神的反応を外部から判断することは困難で、自殺を予知することは不可能だった」として、学校側や加害生徒の親の責任を問うことができない、との判決が出される。

②五月二七日、東京地裁で、校則違反のオートバイ免許を取り運転したとして、退学処分になった元私立高校生による訴訟において、学校側に対して、在学中のオートバイ免許取得禁止の合理性を認めた上で、退学処分については裁量権を逸脱し違法である、との判決が出される。

③六月二日、東京地裁で、同じ高校に対して、校則で禁止されたパーマをしたために、自主退学を勧告された元生徒による訴訟において、パーマ禁止の校則の必要性を認め、退学勧告も学校の裁量権の範囲内で手続的にも違法性はない、という判決が出される。

④九月三日、最高裁で、オートバイの「三ない運動(免許をとらない・買わない・乗らない)」を定めた校則は憲法

違反という訴訟において「私立学校の校則は直接、憲法判断の対象にならない」とした上で、校則は「社会通念上不合理とはいえない」という判決が出された。

また、家庭を舞台に生じた事件に対するものとしては、次の判決があげられる。

⑤三月七日、甲府地裁で、昨年三月に長男の家庭内暴力に悩み抜いた末に殺害してしまった両親に対し、猶予刑の判決が出された。「若い命を奪った両被告の行為は強い非難に値する」としながらも、治療に手を尽くしていたことと「家庭内暴力を専門的に扱うための適切な体制が社会的に整備されていない」ことに言及しての判決であった。

⑥七月一二日、東京高裁で、女子高生コンクリート詰め殺人事件の控訴審において、四人の被告の中で一人を除いて、一審より重い判決が出される。

⑦七月一八日、甲府地裁で、昨年八月に短刀で両親を殺害した大学浪人中の二男に対して、心理耗弱と未成年であることを認めつつも「犯行は近親者だけでなく浪人生を持つ多くの家庭、社会にも衝撃を与えた」などとして、懲役一二年の判決が出される。

## 九〇年代の問題は

学校の加害者が問われた①から④、家庭の中が殺人の場

となった⑤から⑦。いずれも、一九八〇年代後半に生じた事件である。だが、校則の強化自体は、八〇年代初頭に全国の中学校で生じた校内暴力に対処するためであったはず。その後、いじめの頻発により、学校（教師）の教育力が問われ、家庭内暴力が問題になったのが八〇年代半ば。オートバイの三ない運動は、PTAを代表に、交通事故を防ぐことを目的とした親の側の運動として、七〇年代から八〇年代にかけて全国に広がったもの。その過程で、学校が定めた校則の可否が問われたわけである。

したがって、九〇年代に入って一年目の本年は、学校と家庭という「現代の青少年」が生活する二つの場において、八〇年代を通じて問題視されたことへの司法的判断がなされた年、といえよう。だが、①の判決に対しては、いじめの存在とその認知をめぐって、多くの異論が提示された。

「三ない運動」にしても、校則としての合理性は認めるものの、その運用の可否に関しては、②③④の判決の相違が示すように、状況によって裁判所の判断が分かれている。

「バイク禁止より安全教育を」（産経新聞、五月二八日）、  
「釈然としない『バイク』判決」（毎日新聞、九月九日）  
といった社説の見出しが示すように、技術指導を含めた新たな安全教育の必要性が提起されている。

裁判所による判断は、当該事件の責任の所在を明示した

だけであつて、問題自体がなくなつたことを意味するわけではない。⑤の判決理由が象徴するように、問題解決の具体化こそ、九〇年代の課題ということになる。その困難さを、今年の二つの入試不正事件が、またなによりも、学校でも家庭でもない場で自立しようとした青少年の命を奪つた風の子学園の事件が訴えているといえまいか。

学校と家庭という二つの場にある問題の解決において、学校の責任は、公的な機関である以上、従来にもまして大きいといえよう。ただし、その方向は、三ない運動の校則化に代表されるような、すべての責任を学校にとらせるというものであつてはならないと考える。理由は、いずれの事件も、学校での生活や学校教育への過度の期待自体が、問題の原因の一つになつてゐるからである。むしろ、学校が直接かかわる場を縮小することこそ重要ではないか。さらに、⑤⑥⑦の判決が示すように、家庭もまた問題の場であるとすれば、学校と家庭以外に、「多様な生きる場」を創造することこそ、九〇年代独自の課題であると考える。

そして、そのことをより明確に示唆しているのが、登校拒否の増加である。八月七日の朝刊は、昨年度の小・中学校の登校拒否児の数が史上最高の四万八〇〇〇人になつたことを、文部省の学校基本調査の結果として報道した。校内暴力、いじめ、家庭内暴力に続いて、九〇年代が八〇年

代から引き継がなければならぬもつとも大きな課題が、登校拒否（不登校）の問題であらう。事実、ここで取り上げる余裕はないが、各新聞紙上のさまざまな教育特集欄の中で、今年、もつとも頻繁に取り上げられているテーマが、登校拒否の問題である。しかも、残念ながら現状では、登校拒否の子どもを抱えた家庭の個別的な努力以外に、具体的な解決方法が提示されているとはいえない。

もつとも、登校拒否の直接的な手当てではないが、その前提となる学校の仕組みや教育内容を大きく変化させるための教育施策の方向が、二点、具体的に提示されたことを強調しておきたい。一つは学習指導要領の改訂である。もう一つが学校五日制である。

### 学校と家庭が変わるための課題は

三月一三日、文部省の調査研究協力者会議により、学習指導要領の改訂内容が報告された。その結果、今後、学校での評価は、集団内の順位（評定・相対評価）ではなく、学習者一人ひとりの可能性や努力を重視し、目標への到達度（観点別学習状況・絶対評価）をとらえることを基本に行われることになつた。

一昨年告示された学習指導要領は、小学校低学年の理科と社会が廃止され生活科が誕生するという、戦後初めての

教科の改廃を伴つての改訂であつた。それを受けての学習指導要録の改訂は、より大きく、相對評価中心から絶対評価中心へと、日本の学校教育の歴史を変へる内容となつた。ただし、変化が大きければ大きいほど、実施する上での困難もまた大きくなる。学習指導要録という学校における教育評価の原簿の改訂は、授業のあり方から学校経営すべてにわたつて、見直しを必要とするであろう。その結果、学校と教師のみでなく、学校にわが子を通わせる親の教育観の改変も求められよう。まさに、学校と教師と家庭と親に課せられた、九〇年代を通じての課題といえる。

そして同様の課題は、学校五日制に関してもいえる。もっとも、学校五日制の場合は、明確な実施プログラムが提示されているわけではなく、文部省の研究指定校などを通じての実験段階である。新聞紙上でも、さまざまな意識調査の結果や指定校の状況が繰り返し取り上げられるが、その多くは賛否両論を併記したものの。とりわけ、五日よりも二日のあり方に対する父母の側の不安を強調する記事が多い。学校五日制は学校を六日から五日にすることよりも、学校に行かない日が一日増えることに伴う問題として、家庭ではとらえる傾向が強いということであろうか。

文部省では、実験校を現在の六八から二三五に増やし「完全実施に向けて段階的に調査、研究していく方針」

(読売新聞、九月五日)とある。問題は実施の可否ではなく、その時期と方法にあるようだ。

指導要録改訂による変化と合わせて、六日を五日にすることに伴う学校と教師にとつての課題。休みが二日になることに伴う個々の家庭や家庭相互の結びつきのあり方(これが現在の地域の問題ではないか)の課題。いずれも、ちかくは現在の学校制度になつてから四十数年、遡れば明治五年の学制発布以来の制度の改変にかかわる問題である。

学校五日制は、本来、週休二日という労働時間短縮の問題として提起されたもの。他方、子どもの教育は学校に任せて、ひたすら働き続けてきたのが日本の家庭の多くの親ではなかつたか。それが問われているわけである。日本の社会に根づいた学校を中心とする青少年教育のあり方と、それを前提とする生活や仕事のあり方を、学校と家庭双方の「痛みを伴つて組み替えなければならぬ」ことが明確になつた年、それが一九九一年であつたといえよう。

なお、教育上の問題提起の大きさからいへば、この二つよりも、四月一九日に答申された中央教育審議会の高等教育改革と、生涯学習についての審議結果を取り上げるべきかもしれない。しかし、この答申を具体化するための教育施策は、今後の問題ととらえられたことから、初めに述べた私自身の立場により、ここでは触れたい。

## 地域の問題と新聞紙上の問題とのズレの意味

前述したように、今年の新聞紙上で報道された事件や出来事は、けつして少なくなく、そこに見い出される問題の根も深い。ところが、先に私は、地域で青少年問題にたずさわる人たちに尋ねた結果から、ダイヤルQ<sub>2</sub>と有害コミック問題を除き、今年は大きな問題がなくホツとしていると述べた。なぜ、新聞が情報として提示する青少年問題と、地域の日常の中で直接感得する青少年問題が異なるのか。このズレの意味を問うことから、今後の青少年問題をとらえ、解決する方向を考える上での課題を提起したい。

まず、問題視する事件や事象の基準のズレである。新聞は全国（場合によっては全世界）を視野において、その都度、もっとも注目度の高い問題に焦点を合わせる。事件の生じる場所ではなく、事件の新奇性や稀少性が重要だからである。逆に、私が生活する地域の人々にとっては、明治大学や神戸の高校入試の不正は、たまたま受験関係者がいる家庭を除けば、話題になっても問題にはならない。まして過去に生じた事件の裁判の結果を、現在の地域における青少年問題としてとらえる人々は、きわめて稀であろう。

地域を基盤に活動するリーダーや、市町村の青少年問題の行政担当者にとって重要なのは、身近にいる青少年の日

常生活にとつてのかかわりの大きさ。ダイヤルQ<sub>2</sub>や有害コミックは、マスコミの報道がどうであれ地域では大きな問題。電話はだれでも利用でき、コミックを売る書店がない地域はないからである。だれもが使用する公衆電話ボックスにアダルト番組の案内カードが置かれていれば、それを処分できる行政措置をとらなければならない。子ども向けコミックの横に激しい性描写のコミックが並んでいれば、規制の方法を考えざるをえないというわけである。

その意味で、報道のあり方として、青少年をめぐるさまざまな問題には、事象のアピール度ではなく、日常生活における意味の重さ”という観点からフォローすることが必要。他方、地域のリーダーや行政担当者は、他地域で生じた事件や問題に潜在する、身近な青少年の生活に”とつての意味”を読み取る”センスや見識”を磨くことが求められる。そのために考慮すべき課題が、次のズレである。

すなわち、第二に、さまざまな事件や問題を相互に関連づけることなく、単独でとらえることによるズレである。

報道する側、それを読み取る側、ともに個々の事件を現代的青少年の問題や課題として、トータルに位置づけて理解する視点がほとんどみられない。例えば、今回取り上げたさまざまな事件や判決の青少年に”とつての意味を、学習指導要録の改訂と結びつけて報道したマスコミは、私の調べ

た限り皆無である。しかし「三ない運動」に基づく校則の今後のあり方と、新指導要録の理念との関係は、十分検討に値する課題と考える。あるいは、有害コミック規制の問題も、従来の健全育成や表現の自由とのかわりのみでなく、新指導要領や指導要録が志向する個性化や自立の問題と関係づけて論ずることから、個々の青少年の日常性についての意味は明らかになるのではないか。「現代の青少年」の生活の大部分を占める場が学校であり、学校生活の大部分は授業。その授業で行われる教育内容と評価の基準が、指導要領と指導要録だからである。

同様に、青少年問題にかかわる地域リーダーや行政担当者、どうしても学校の外の問題のみに関心を向けがちである。だが学校五日制は、いわゆる地域の受け皿の問題のみでなく、学校の教科内容とのかわりとセットで論じなければ、問題の全体像はみえないはず。マスコミにより流される情報を、抽象的な青少年一般の問題ではなく、身近にいる「名前と顔」を持った一人ひとりの「リアルタイムで進行する日常生活」に還元して再解釈すること。これがさまざまな地域で生じた青少年にかかわる事件や問題が示唆する、日常生活にとっての意味を読み取る「センスや見識」を磨くための第一歩と考える。

そのためには、問題をとらえ関連づける視点自体を再構

成する必要がある。例えば、有害コミック問題を従来の健全育成のみでなく、性教育の教材と結びつけることも必要であろう。我が子の健全な成長を願う母親のみの運動ではなく、性的に成熟した一人の男と女として、息子や娘が自立するためのハードルを見守る、人生の先輩としての「夫婦のあり方」として問うことも可能ではないか。

また、従来の健全育成の基準では、環境の悪化は規制するべき対象である。だが、それが自由で平等な社会のリスクと考えるなら、選択力と選択した結果のリスクを教えることこそ重要となる。隠すことによって問題を除去できる段階は、すでに過ぎ去っているかもしれないからである。

さらに同様の問題は、青少年という概念自体にある。就学前後から二〇歳をすぎた成人、それも男女の区別なく覆う概念で、現代の人の育ちの問題をとらえることが、果たして有効かどうかが問われなければならない。事象の変化はその事象をとらえる概念の変化を要求するはずである。そして、このような青少年問題をとらえる旧来の枠組みと、現代の青少年がおかれた状況とのズレの自覚こそ、新聞報道と地域のリーダー双方に共通するもっとも重要な課題であること。加えて、その修正が、なによりも「痛みの伴う組み替え」であることを、最後に強調しておきたい。

(うまい まさゆき 静岡大学助教授)

# 放置できないところまで来た未成年者の飲酒問題

鈴木健 二

## 日本社会とアルコール

従来、日本は欧米と比較して、アルコール消費の少ない国民といわれていた。しかし、大量消費社会に入って、日本人のアルコール消費はどんどん増加し、いまや日本のアルコール消費量は、欧米にちかづきつつある。これは、かつては日本人の飲酒が成人男子の宴会と晩酌という形に限られていたのが、ビールや洋酒の普及と共にあらゆる機会にアルコール類が飲まれるようになったこと、飲酒が成人男子の特権であったのに女性とヤングに拡大しつつあるためである。これは食生活におけるハレ（＝祭り）とケ（＝日常）の区別が消失し、日本人が「ごちそう食い」になったことも関連している。大量消費社会とは、絶えざる消費拡大によってのみ成立している社会であり、それは別の言い方をすれば、つねなるハレを求め続けることによって成

立している社会である。こうした大量消費社会のメカニズムが、アルコール消費の拡大を支えているのである。

従来は、女性は飲めることを恥ずかしがり、人前では飲めないことを強調することが美德と考えられていたが、女性解放運動は、楽しく飲めることが新しい女性のイメージであるという雰囲気も作り出している。いまや男も女も、人と楽しく飲めることが対人関係における重要な要素にもなっている。こうしたなかで、成人男性の八五％、成人女性の六〇％は飲酒しており、そのうち、ほぼ毎日の飲酒習慣を持っている者は成人男性の五〇％、女性の八％に及んでいる。

こうした飲酒習慣の拡大とアルコール消費量の増大は、さまざまな形でアルコール関連障害をもたらしている。日本におけるアルコール依存症者は、いまや二〇〇万人を超えていると推定されている。また、ある調査では、一般内

科病院に入院している成人の四分の一は、なんらかの意味でアルコールに関連した病気であると結論している。飽食と飲酒は、日本人の成人病をどんどん作り出しているといえるかもしれない。

### 未成年者にも広がる飲酒

酒造業者は、次々に新製品を開発・宣伝することによって売り上げをのぼしてきているが、新製品はヤングと女性にターゲットをあてていることは明らかである。「バナナフィズ」や「紅茶のお酒」などの口あたりのいいアルコール飲料、キャラクター商品にちかいファッショナブルな容器などである。こうしたファッショナブルなアルコール飲料にティーンエイジャーがとびつくのは、ごく自然のなりゆきといえる。

かつて、飲酒をすすめることは、子どもから大人になるための通過儀礼としての意味を持っていた。しかし現在の日本は、そのような通過儀礼を無価値化してしまっており、飲酒について大人と子どもの間の境界は消失してしまっている。大人と子どもとの境界線の消失はアルコールに限らず、セックスやタバコやすべての文化現象に及んでいて、これは大量消費文明のひとつの姿でもある。例えば、ジーンズファッションが若者文化を越えて広がったよ

うに、マンガが子ども文化を越えて広がったように、また、ひとつのTVドラマに（最近では『東京ラブストーリー』』というドラマがそうであるが）大人も子どもも熱中するという現象などが、その例である。

日本には「未成年者飲酒禁止法」という立派な法律があるが、アルコール消費における大人と子どもの境界線の消失は、その法律をまったく空文化してしまっている。未成年者における飲酒の増大については、一九七〇年後半からアルコール医学界の中で報告が出はじめ、一九八〇年代はASK（アルコール問題全国市民協会）が一連のキャンペーンを行い、マスコミでも取り上げられている。しかし、いまだに有効な方策がとられず、未成年者の飲酒の増大傾向は続いているといえる。

アルコールと並ぶ未成年者にとっての有害物質はタバコであるが、アルコールとタバコは大きく対称的である。タバコは中学・高校において厳しく禁止されており、家庭においても、親が厳しい態度をとっている。また「タバコの害」のキャンペーンや「嫌煙権」キャンペーンの効果もあって、タバコの消費量も頭打ちで、未成年者においても、やや減少傾向がみられている。しかし飲酒に関しては、中学・高校ともに規制はされていないことが多く、なかば公然と認められている。家庭においても、親はタバコに厳し

表1 首都圏の高校生の飲酒状況  
—AAISの分類と頻度—

AAIS カテゴリー	男女合計 (N=8538)	男子 (N=3982)	女子 (N=4556)
禁酒者	18.1 (%)	18.2 (%)	17.9 (%)
正常の青年	4.4	3.7	5.0
飲酒しているが問題はない青年	64.9	61.7	67.6
問題飲酒青年	11.9	15.2	9.0
重篤問題飲酒青年	0.8	1.2	0.5

く、飲酒に甘いという調査結果がASKから出されている。警察においても、古いデータであるが、一九七九年において警視庁における補導件数はタバコ一萬四〇〇〇人で、飲酒はわずかに一〇〇〇人であった。こうして社会全体が、タバコに敵しく飲酒に甘いという姿がある。いまの日本は、未成年者の飲酒に対する

た。調査対象は東京・神奈川などの首都圏の八五〇〇人の高校生である。調査は一九七九年にアメリカのメイヤーという人が作ったAAIS (Adolescent Alcohol Involvement Scale——未成年者アルコール問題スケール) を使用した。AAISは、飲酒頻度、飲酒量、酔っぱらった体験の有無、心理的にアルコールを求めているかどうかなどの一四項目の質問と、その回答から、未成年者を五つのグループに分割する。「禁酒者」とは、全然飲酒していない青年である。「正常の青年」とは、親類やコンパなどの席ですすめられて少量飲酒する青年で、このグループは未成年者飲酒禁止法の許容する範囲といえる。「飲酒しているが問題はない青年」とは、年に数回以上、自発的意志で飲酒しているが、酔っぱらったり、飲酒による失敗のない青年である。「問題飲酒青年」とは、週に一回以上飲酒しており、酔いによってストレスを発散していると考えており、飲酒による失敗も体験している青年である。「重篤問題飲酒青年」とは、週に数回以上飲酒し、心理的にアルコールを求めており、アルコール依存症にちかい青年である。

表1に調査結果を示した。高校生において、禁酒者および正常の青年は合計して二〇%をわずかに越えるのみであり、飲酒しているが問題はない青年が六五%と圧倒的に多い。問題飲酒青年が一二% (男子一五%、女子九%) を占

抑止力を欠いた社会といえる。

### 高校生における問題飲酒者

筆者らは昨年、高校生の飲酒実態についての調査を行っ

表2 高校生の問題飲酒一日米の比較—  
—A A I S分類による比較—

	1979 アメリカ (N=3662)	1980 日本 (N=683)	1990 日本 (N=8538)
禁酒群	11.4 (%)	38.1 (%)	17.9 (%)
正常群	9.3	5.4	4.4
飲酒しているが問題はない群	60.2	55.2	64.9
問題飲酒群	15.1	1.3	11.9
重篤問題飲酒群	4.0	0	0.8

めており、重篤問題飲酒青年も〇・八%（男子一・二%、女子〇・五%）存在していることが示されている。すなわち、未成年者飲酒禁止法の許容範囲の高校生はわずかに二〇%しか存在せず、問題飲酒の状態にある者は、問題飲酒群と重篤問題飲酒群と合わせて一三%（男子一六%、女子一〇%）も存在していることになる。これは深刻な事態といわざるを得ない。

さらに細かく分析すると、飲酒頻度においては、月一回以上飲酒している高校生は全体で四八%（男子五六%、女子四一%）存在し、その中でも週一回以上飲酒している生徒は一六%（男子二二%、女子一〇%）に及ん

でいる。飲酒量においては、コップに三杯以上飲む高校生は（酒の種類を問わず）三七%存在しているから、高校生の三分の一は飲酒場面において、かなりの量を飲んでいことがわかる。また、居酒屋で飲んだことのある高校生は二六%に及んでいる。こうして高校生活の中で、飲酒はごくあたりまえの現象として定着しており、問題飲酒の状態にある者も、まったく無自覚である。

高校生における問題飲酒者については、この調査の中で、別の側面も明らかになっている。すなわち、シンナー吸引の経験者、タバコの経験者（現在喫煙している者も含む）の方が問題飲酒者が多いという傾向である。これは、アルコールに依存傾向を持つ者は、同時に他の依存性物質であるタバコやシンナーにも依存傾向を持っているということを示している。さらに家庭環境でみると、父や母が常習的に飲酒している家庭の高校生には問題飲酒者が多く、父親が不在（死別・離別・単身赴任など）の高校生の中にも、問題飲酒者が多いという結果も示されている。ここから高校生の問題飲酒は、家庭環境も重要な要素であることが知られる。

今回の調査結果の深刻さを裏付けるデータがあるので、それを表2に示した。A A I Sというスケールを使用した三つの調査結果の比較である。一九七九年にメイヤーが調

査した時、アメリカの高校生では、問題飲酒群と重篤飲酒群の合計は一九％であった。一九七〇年代はアメリカで未成年者の飲酒問題が社会問題となり、飲酒教育のプログラムが作られたり、青少年のアルコール治療施設が作られた時代である。一九八〇年に日本でA A I Sを使った高校生の調査がなされているが、その時は問題飲酒群はわずかに一％であった。日本では、この一〇年間に問題飲酒を持つ高校生が一〇倍に増加し、一〇年前のアメリカの水準にかがづいているといえよう。最近のアメリカでは、高校生の問題飲酒の増加は横ばい状態であるが、そのかわりアルコールとマリファナやコカインなどの多剤乱用者が問題になっている。

### 高校生のお酒の飲み方

高校生は実際に、どのように飲酒しているのであろうか。まず第一に、家族と一緒に飲む高校生が増えている。日頃、子どもと接することの少ない企業戦士の父親がアリのバイ的に「おまえも一緒に飲もうや」と子どもにすすめており、また母と娘が「今晚はなにかムシャクシャするから飲もうよ」という姿が浮かびあがる。父や母が常習的に飲酒している家庭では、この傾向が強い。

第二には、コンパや打ちあげと称せられる、高校生が集

まって居酒屋を借りきって飲むという形がある。文化祭・体育祭の後や定期試験の終了後などが多い。高校生にとって、コンパや打ちあげでの飲酒は、自分ですすんで飲酒するという初めての学習の場であり、友達と飲むということを学習する場でもある。コンパや打ちあげという言葉は、一〇年前までは大学生の特権的な言葉であったが、いまや高校生にまで拡大しているのである。

第三には、高校生が友達同士や先輩と居酒屋で飲むという形がある。バイトの給料の入った日などに多い。高校生が何人か集まると、必ずそこにアルコールがもちこまれるという姿があり、居酒屋だけでなく、カラオケボックスや友人の部屋でもいいわけである。

第四には、自室にビールやウイスキーを持ちこんで、一人で飲む高校生たちがいる。調査結果では一三％に存在した。

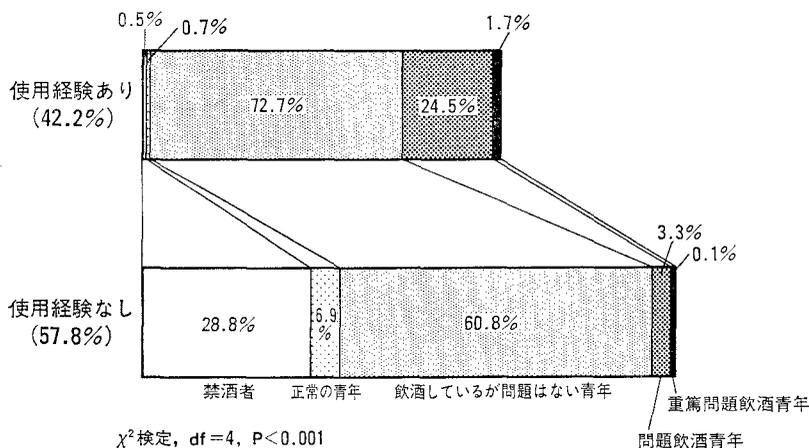
以上、紹介した高校生の飲み方は、もっとバリエーションを持って存在しているが、高校生の中で飲酒がひとつのファッションとして定着していることがわかる。

### 飲酒促進要因としての

#### コマーシャルと自動販売機

先ほどから述べているが、現在の日本において、未成年

図1 高校生におけるお酒の自動販売機の  
使用経験の有無と飲酒状態の関連



者の飲酒の促進要因はあまりにも多い。大量消費社会、アルコール消費量の増大、大人と子どもの境界線の消失、子どものお小遣いの増加などである。一方、飲酒抑制要因は、家庭でも学校にも社会にもほとんど存在していない。未成年者の飲酒促進要因として注目されているのは、コマーションと自動販売機である。筆者らは先ほど紹介した調査の中で、六五〇〇人の高校生に対しては、コマーションと自販機についての調査を付け加えて行った。

お小遣いに不自由のない高校生にとって、手軽にジュースを買うのと同じくらいのお金で買える自販機は広く利用されている。高校生の中で、アルコール飲料の自販機を使用したことのある者は四二％に及んだ。さらに、酒類の自販機は便利でよいと答えた者は八五％に及んでいる。逆に、酒類の自販機は酒類の野放し販売であるから好ましくないと答えた者は、二七％しか存在しなかった。ここから、自販機は高校生の中に深く浸透し、便利であると歓迎されていると考えるのが適当であろう。図1に示したが、さらに注意を要するのは、自販機を使用したことのある高校生においては、先に示したAAISスケールにおける問題飲酒者と重篤問題飲酒者の合計が二六％に及んでおり、自販機を使用したことのない高校生における三％と大きく差があるという事実である。また、酒類の自販機は便利で

表3 テレビのお酒のコマーシャルについて  
の高校生の意識と飲酒状態の関連

	回答の頻度	問題飲酒者と重篤問題飲酒者の割合
テレビの酒類のコマーシャルについて		
面白い、あるいは飲みたくなる	31.1 (%)	19.4 (%)
お酒のコマーシャルは多すぎる	6.0	10.4
何とも思わない	62.9	10.2

\*P<0.001

よいと答えた高校生においても、問題飲酒群と重篤問題飲酒群の合計は一五%に存在し、そう思わないと答えた高校生の中の六%と比較して、大きな差が存在する。ここから、酒類の自販機が高校生の飲酒促進要因となっていることは明らかである。

TVのコマーシャルは、さまざまなアルコール飲料の新製品を、人気タレントと共に繰り返し流している。このようなTVのCMについての高校生の意識は、「面白い、

ある。CMの宣伝効果は絶大といわなければならない。表3にも示したが、CMへの意識と問題飲酒との相関について分析すると「面白い、飲みたくなる」と答えた高校生の中では、問題飲酒者と重篤問題飲酒者の合計は一九%存在し、「お酒のCMは多すぎる」とか「何とも思わない」と答えた高校生の中での一〇%と比較して、二倍ちかい頻度で存在している。このことから、TVのCMは高校生の飲酒促進要因となっていることがわかる。

世界広しといえど、アルコール飲料が自販機で売られているのは日本だけである。たしかに自販機の便利さを我々は享受しているが、自販機が高校生の飲酒を促進しているという厳然たる調査結果から、アルコール飲料の自販機が「未成年者飲酒禁止法」にふれる存在であると考えるのは自然なのではなからうか。また、アルコールとタバコのコマーシャルは、先進諸国の中では禁止抑制の方向にあり、日本においても抑制の方向にむかうことが必要であろう。

#### 未成年者の飲酒の害

アルコールは人間にとって百薬の長である。しかし頻回大量飲酒は、さまざまな身体的・精神的障害をもたらすことが知られている。長期の大量飲酒によってもたらされる障害の代表は、アルコール依存症である。この小論におい

あるいは「飲みたくなる」と答えた者六%、「何とも思わない」と答えた者六三%であった。高校生の三割は酒造業界の意図にまんまとひっかかって「飲みたくなる」と感じているわけ

てはアルコールに関連する障害について述べることはひかえるが、未成年者は成長途上にあるため成人とは違った障害が生じてくるので、その件に関して説明したい。

未成年者にとっていちばん危険なのは、急性アルコール中毒である。まず日本人の半数は、飲酒すると顔が赤くなり心臓がドキドキするアルコールに弱い体質を持っている。さらに、未成年者は成人と比較してアルコールを代謝する酵素が少ないので、少量のアルコールで成人以上の反応が引き起こされてしまうことになる。それなのに未成年者たちは、自分の適量を知らずにむちゃ飲みをしてしまうことが多い。急速な大量飲酒は、単に泥酔するだけでなく昏睡状態から血圧低下、呼吸停止にいたる生命に危険のある急性アルコール中毒をもたらす。急性アルコール中毒はこれまで述べた理由により、未成年者や若年者に発生しやすいわけである。東京消防庁の調査によると、急性アルコール中毒による救急車使用は年々増加し、一九八九年には約八〇〇〇人に及び、そのうち二〇代が最も多く四〇％を占め、未成年者も一九％を占めているという。

未成年者の身体発達に及ぼすアルコールの悪影響も見逃せない。未成年者はまだ発達途上にあるので、成人より少量の飲酒で心臓・肝臓・脾臓などの障害が発生すると考えられている。未成年時代における大量飲酒は、男性のイン

ポテンツや女性の不妊の原因となる可能性もある。二〇代でアルコール依存におちいった人たちの中に、すでに脳萎縮のみられるケースもあり、一〇代からの大量飲酒は脳の早期の老化をうながすとも考えられる。

未成年者における大量飲酒は、精神的にもさまざまな障害をもたらす。頻回の飲酒は学習意欲を低下させ、新しい体験を回避することにより、知的世界の拡大と思考の抽象化を阻害し、対人関係の学習や感情のコントロールの学習も回避されることから、青年期の知的情緒的自己形成に失敗していくことにつながる。すなわち、精神的発達障害とアイデンティティ形成の失敗がもたらされることになる。

先ほど述べた問題飲酒群の高校生たちは、このような身体的精神的なアルコールの害にさらされている者といえよう。注目しなければならぬのは、こうした問題飲酒群のティーンエイジャーたちは、高校中退者や無気力状態の高校生とオーバーラップしていることである。学校生活に生きがいをなくした子どもたちが、飲酒によって、いっそう逃避的・自己破壊的な道に傾斜するという悪循環がみられている。

病院で治療を受けている二〇代の若いアルコール依存症者は増加しつつあり、また彼らの多くは、一〇代から大量飲酒を始めている。高校生における問題飲酒群は、アルコ

ール依存症の予備軍といえるであろう。また、この数年来、筆者の所属する国立療養所久里浜病院には、ティーンエイジャーのアルコール依存症が少しずつ受診をはじめている。

## 今後の対策

酒造業界はマスメディアを通じて、年間九五〇億円（一九八九年度）を越える宣伝費を使ってアルコール飲料の宣伝につとめており、それに刺激されて未成年者の飲酒は増大しつつある。また未成年者は、多数の自販機を使ってアルコール飲料を買っている。そして酒税収入は増加しており、いまや二兆五〇〇億円（一九八七年度）が酒税収入となっている。その酒税の何多かは未成年者の飲酒の増加によつてもたらされると考えると、背筋がぞつとする感じを受けるのは筆者だけであろうか。一方、未成年者のアルコール問題への対策費は、年間わずかに数百万円にすぎない。この片手落ちは、早急に変えられなければならない。アルコール宣伝費用の一部や酒税収入の一部は、未成年者のアルコール問題対策費用に充てられなければならないと考えるのは自然の理であろう。

未成年者の飲酒を増大させているのは、さまざまな社会的・文化的・経済的要因である。したがって未成年者の飲

酒問題対策は、各界の知恵を出しあつて総合的な方策をみつけていくことが必要であり、その体制作りをすることが必要であろう。繰り返すようだが、いまの日本には未成年者の飲酒を促進する要因のみはびこっていて、抑制する力はどこにも存在していない。飲酒を抑制する力を作り出す政策が求められている。早急に必要なのは、今回の調査結果で明らかになったように、TVのCMとアルコール自販機の規制である。中・高校生に対するアルコール問題の教育の拡充も、ぜひ必要である。

未成年者の飲酒を抑制する究極的な方向とは、このアルコール氾濫社会と大量消費社会の流れを変え、人間とお酒との節度のある関係を取り戻すことにあると思われる。最近、筆者の勤務している国立療養所久里浜病院の裏山に、横須賀市がゴミ埋立地（一般廃棄物最終処分場）を計画していることが明らかになった。病院の裏に夢の島が誕生するわけである。清潔をモットーとする病院の裏山に不潔の代表であるゴミ埋立地を計画した横須賀市の非常識はさておき、病院とゴミ埋立地が隣り合わせになる社会とは、もう末世であると筆者は嘆息している。未成年者の飲酒の増大もゴミ問題と同じく、日本の大量消費文明の落とし子なのである。

（すずき けんじ 国立療養所久里浜病院精神科医長）

# 青少年の友人関係とテレビゲーム

——「青少年の友人関係に関する国際比較調査」から——

武内清

## はじめに

青少年は、さまざまな人間関係に取り囲まれ成長していく。とりわけ、友人関係の影響は大きい。しかし近年、青少年の人の関係は希薄になり、友だちと過ごすよりテレビやテレビゲームと共に過ごすことを好む、つまり人よりモノに執着する青少年が増えているともいわれる。本調査は、青少年の人間関係、友人関係、テレビゲームとのかかわりを中心に、現代日本の青少年の生活と意識の特徴を明らかにしたものである（調査は平成元年一二月～二年三月）。

調査の特徴として、次の三点があげられる。第一は、国際比較である。アメリカ、西ドイツ（当時）の青少年と、日本の青少

年に同じ質問をして、その回答を比較している。日本の国内の青少年だけをみていると当たり前にとらえ、見過ごされてしまう点が、国際比較のデータをおして、鮮やかに描き出されている。友人関係、家庭、学校での過ごし方については西ドイツとの比較、テレビゲームとの接触についてはアメリカとの比較がなされている。

第二に、調査対象者に、過去にテレビゲームに没頭した層（テレビゲームマニアと命名）を大量に加えている点である。このテレビゲームマニア層と一般の中・高校生と比較することによって、テレビゲームに没頭する青少年の特徴がはっきり示されている。どのような子どもがテレビゲームマニアになるのか。マニアの生活や意識は一

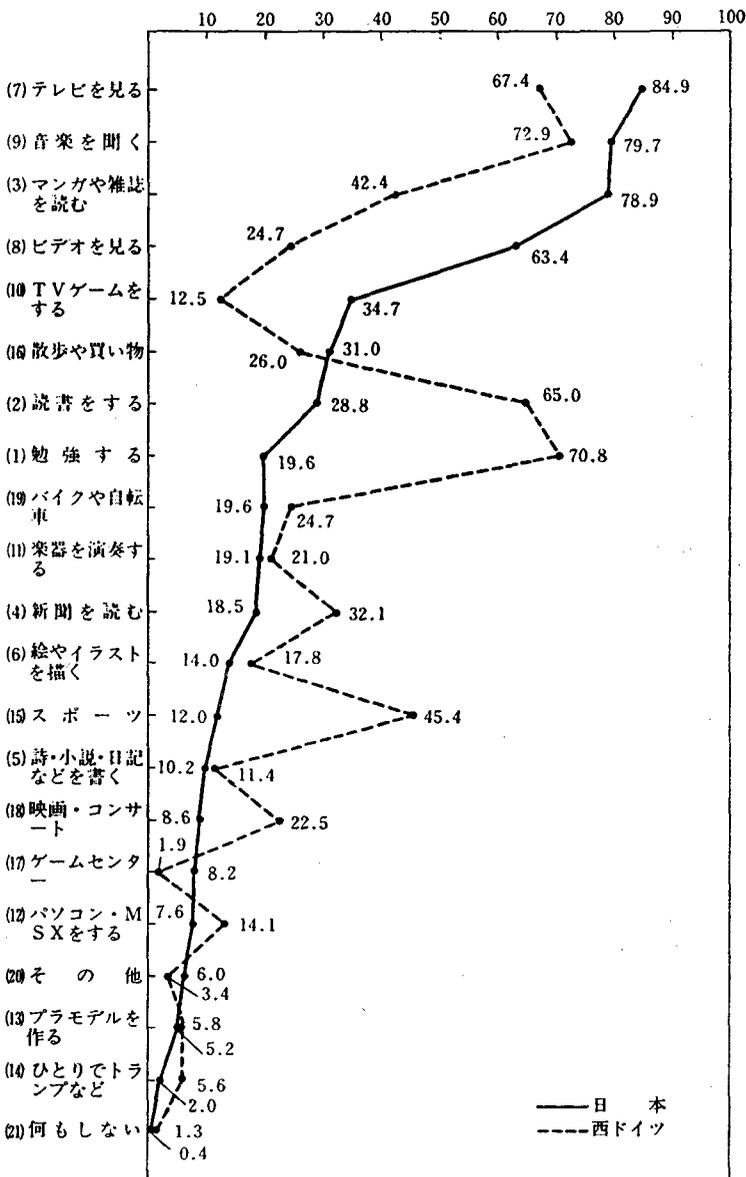
般の中・高校生とどのように違うのか、そしてテレビゲームの子どもへの影響は何か——このような点が大量のサンプルで検証されたのは、今回が初めてであろう。

第三に、テレビゲームのブームは過去の出来事であるが、その影響がいま、静かに浸透している。その実態がデータで検証されている。つまり、調査が実施された平成元年末は「ドラクエⅢ」の発表から二年ちかく経過し、ブームのあとの沈静化の時期である。したがって、テレビゲームの影響について、落ちついて冷静に考えることができるデータが得られている。

友人関係および家庭、学校での  
過ごし方の日独比較

図1 一人でいる時の過ごし方〔日本・西ドイツ別〕(複数回答)

(%)

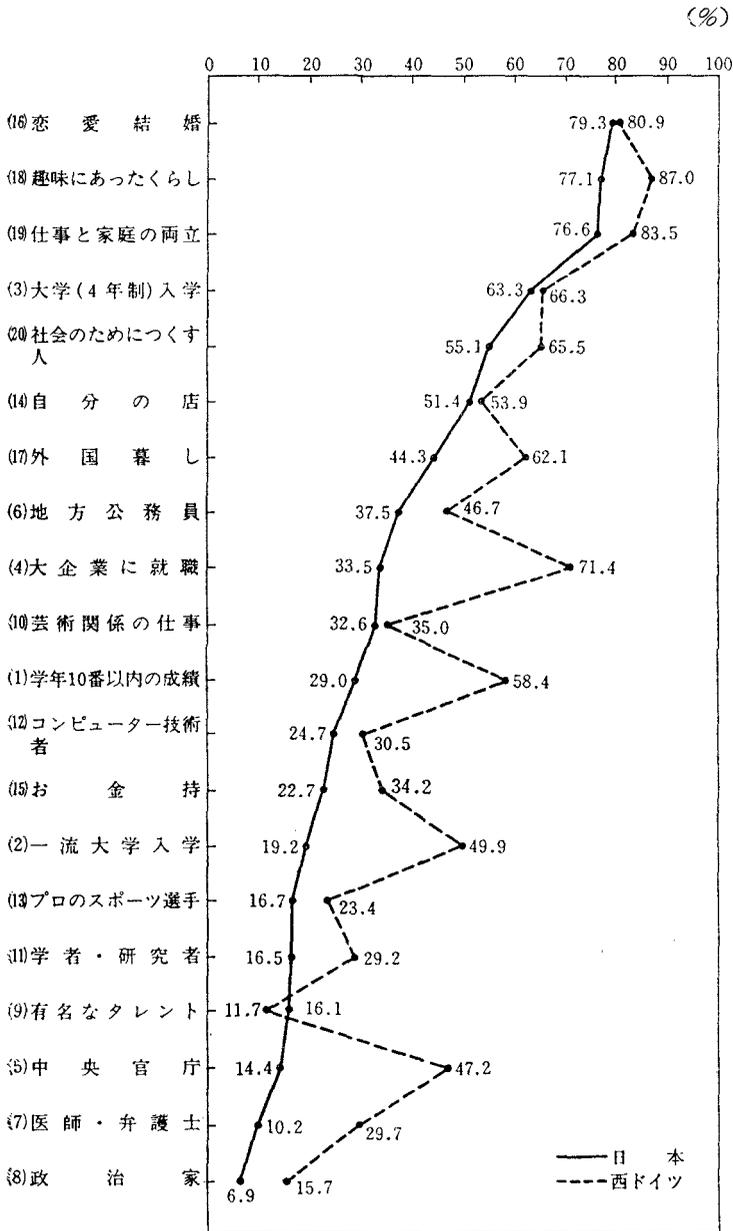


日本の青少年の友人関係や日頃の過ごし方に関して、西ドイツの青少年と比較した点がいくつかあげられる。

第一に「一人でいる時の過ごし方」(図1)をみると、西ドイツの青少年は、勉強、読書、スポーツといった青年らしい活動を

よくしているのに対し、日本の青少年は、そのような活字体験やスポーツ活動は少な

図2 努力すればできること〔日本・西ドイツ別〕



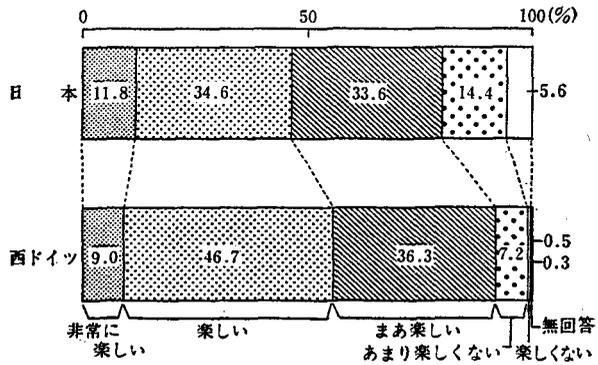
\*数字は「必ずできる」「たぶんできる」の構成比合計

た視聴覚メディアにどっぷり漬かっている。つまり、活字接触や実体験が希薄で、ニューメディア体験が肥大化している。

第二に、日本の青少年は友人関係に気を配り、表面的なつきあいに終止し、それによって友人関係は閉鎖的である。それに対し

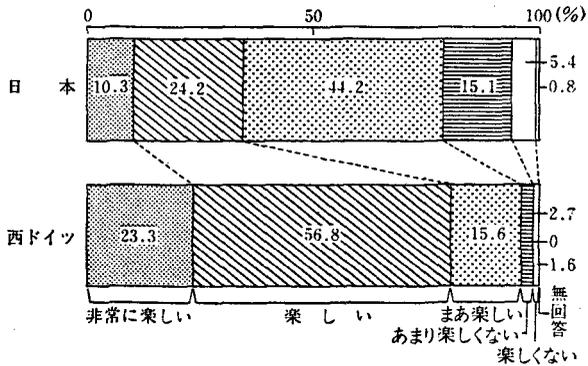
西ドイツの青少年は、自分の気の合った友達と深いつきあいをしようとしている。具体的数字を示そう。「友達というよりひと

図3 学校生活の楽しさ〔日本・西ドイツ別〕



りでいる方が気持ちが悪く落ちつく(日本二九・七％、西ドイツ一三・三％)、「友人関係はあっさりしている」(日本六五・四％、西ドイツ八・五％)、「誰とでも友だちになれる」(日本四七・八％、西ドイツ六八・七％)、「気の合わない者とのつきあいは避ける」

図4 家庭生活の楽しさ〔日本・西ドイツ別〕



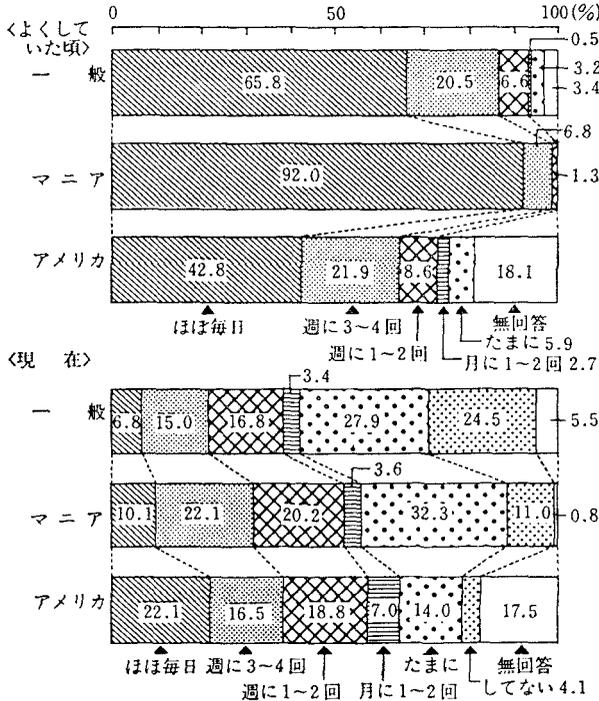
(日本五一・六％、西ドイツ七七・七％)、「友達にうけるようなことをよくいう」(日本四六・六％、西ドイツ七六・七％)。  
第三に、将来像に関して、日独で大きな差がある。図2は「努力すればできること」を日本と西ドイツで比較したものであ

る。西ドイツの青少年は、専門職や社会的地位の高い職業への志向、奉仕の精神が高いのに対し、日本の青少年の達成意欲は低い。日本の青少年は、恋愛結婚、趣味にあつたくらし、芸術関係の仕事につく、自分の店を持つといった私生活の充実やささやかな達成で満足している。ほどほどで自足しているのである。これは、豊かな社会の飽和感のなせるわざであろう。同時に、幼い頃からの偏差値競争で、自分の成績に自信が持てず(成績「中の上」以上、日本二一・三％、西ドイツ三一・四％)、自分の分を知り、野心をクーリングアウトさせて、ささやかな幸福を求める青少年が増加しているせいであろう。

第四に、日本の青少年は、明るく生き生きとした生活を送っていない。それは友達づきあいの満足度(満足十や満足の割合：日本八五・七％、西ドイツ九三・三％)、学校生活の楽しさ(図3)、家庭での生活の楽しさ(図4)に関する数字が、西ドイツの青少年と比較して、日本の青少年で軒並み低いことでも示されている。日本の青少年の家の生活の満足度が、とりわけ低

図5 テレビゲームで遊ぶ頻度(男)

〔一般・マニア・アメリカ別〕



いのはなぜであらう。家の中で勉強(受験)の重圧を感じているせいもある。家にいて空いた時間は、テレビ、ビデオ、テレビゲーム、マンガと、メディア接触に明け暮れているせいもある。さらに、家族との会話が少ない(親に学校でのことや友達と

のことをよく話す)割合は、西ドイツ六一・八%に対し、日本四八・三%。ことも起因して、日本の青少年は保護されることに馴れ、自分から主体的に家族関係を支えたり、友人関係や学校生活を充実させようという意欲に乏しく、満足度も低くな

るのであらう。

以上のように、日本の青少年は西ドイツの青少年と比較して、青少年らしい活動や外遊びは少なく、ニューメディアの洪水にどっぷり漬かった生活を送っている。友人関係に関しては、友人グループからはじけ出されることを恐れ、自分の感情を殺してまで、相手に合わせてしまう場合がみられる。家庭、学校に対しても受け身で、将来に対し高い野心を抱くことができず、なんとなく憂うつな日々を過ごしている。

### テレビゲーム接触の日米比較

次に、日本のテレビゲームマニアとアメリカのテレビゲーム関心層との比較で、明らかになった点を整理しておく。ここでの比較は、テレビゲームマニアや関心層(日本は大会参加者、アメリカはテレビゲーム雑誌の定期購読者)の男子について行う(日本七八三名、アメリカ六二九名)。

テレビゲームで遊ぶ頻度は、図5に示されているように「よくしていた頃」は「ほぼ毎日」は日本九二・〇%、アメリカ四二・八%と、日本の方が二倍ちかく多い。そ

表1 テレビゲーム中断理由 (%)

	(1)面白くない	(2)他に興味が引くもの	(3)上達しない	(4)学校の成績が下がった	(5)暇からやめ	(6)友達と遊ぶ	(7)その他	(8)友達が遊ばない	(9)その他	(10)友達が遊ばない	(11)友達と遊ぶ
日本<マニア>	70.8	40.3	25.2	17.9	11.7	23.6	10.1	4.4	2.4		
アメリカ	24.7	63.1	17.2	13.9	25.3	18.4	9.6	7.1	11.1		

表2 テレビゲームの影響 (%)

	(1)気分転換ができた	(2)視力が落ちた	(3)想像力がついた	(4)友達が遊ばなくなった	(5)お金の使われ方が増えた	(6)友達と遊ぶ機会が増えた	(7)決断が早くなった	(8)他人のことを気にするようになった	(9)忍耐力がついた	(10)自信がついた	(11)成績が上がった
日本<マニア>	70.0	45.6	53.0	43.0	54.3	35.9	19.8	18.9	15.6	14.7	7.7
アメリカ	62.0	13.5	61.5	29.3	48.2	15.3	38.8	17.8	27.3	38.8	11.6
日本<一般>	48.4	38.4	35.8	26.1	23.9	14.7	13.7	12.1	7.9	7.1	5.3

れが、テレビゲームブームの過ぎた現在は「ほぼ毎日」は日本一〇・一％、アメリカ二二・一％と、共に大幅に減少している。そして、その減り方は日本の青少年の方が著しく、現在は日本がアメリカの二分の一となっている。日本の青少年は、熱しやすく冷めやすい。それに対して、アメリカの

第二に、日本のテレビゲームの盛衰は、ゲームソフトの面白さに起因する(表1)。これまで「スーパーマリオブラザーズ」の発売(昭和六〇年九月)、「ドラクエI」(昭和六一年一月)、「ドラクエII」(昭和六二年一月)、「ドラクエIII」(昭和六三年二月)、「ドラクエIV」(平成二年二月)などの発売

青少年のテレビゲームに対する態度は安定している。日本の青少年のテレビゲームへの熱中度は、次のことでもわかる。テレビゲームをよくしていた頃の一日のテレビゲームの遊び時間が「三時間以上」と長いのは、日本七〇・一％、アメリカ二五・四％と大きな差がある。これまでにしたことのあるテレビゲームソフト数も、平均で日本八四・四本、アメリカ四三・四本と、二倍ちかくの差がある。持っているソフト数は日本三三・六本、アメリカ二〇・七本と、一・六倍の差がある。

がブームを再燃化してきた。アメリカでは、テレビゲーム以外の要因が盛衰を左右する。友だちとの遊びや、その他テレビゲームより面白いものがあれば、そちらに興味を移していく。

第三に、テレビゲームに没頭することの自分への影響を、青少年はどのようなものと考えているのであろうか。表2のように、日米とも「気分転換ができた」「想像力がついた」「お金をよく使うようになった」という評価が多くなっている。また、日米の評価の違いもかなりある。

日本でも多いプラス評価としては、友達の数や友達と遊ぶ機会の増加である。テレビゲームへの耽溺は友達との遊びを奪ったのではなく、増加させた。日本ではモノ(テレビゲーム)を媒介にして、友人関係が成立する。マイナス評価としては「視力が落ちた」が日本で多い。それだけ集中度が高いということである。それに対し、アメリカでは「自信がついた」「決断力がついた」「忍耐力がついた」「想像力がついた」「成績があがった」と、テレビゲームが自分の能力の向上に役立ったという評価が多い。

アメリカにおいては、テレビゲームは知的ゲームとして価値付けがされているため、青少年の評価もおのずと肯定的になっているのであろう。アメリカでは能力の向上に比べ、友人関係への影響をあまり感じていないのは、日本と対照的である。

以上のように、アメリカではテレビゲームがコンピュータの一種として親にも承認され、個人の能力の向上に役立つものとして価値付けられているのに対し、日本ではテレビゲームは気晴らしにはなっても、なにも生産的なものは生まない遊び道具の一つとして考えられている。その観点の違いが、日米の青少年のテレビゲーム接触の違いを生じているといえよう。

### 日本のテレビゲームマニアの特質

最後に、日本のテレビゲームマニア(男)と一般(男)との比較から、日本のマニアの特質を描いてみよう。

第一にマニアの青少年は、一般の生徒と比較して、次のような属性の持ち主である。父親の職業は管理職が若干多い(マニア二二・二%、一般一五・七%)、母親が働いて

いる場合が多い(マニア六七・八%、一般五四・二%)、学業成績は「中の上」以上とよい者が多い(マニア四八・三%、一般二三・八%)。得意な科目は数学(マニア二五・四%、一般一三・四%)と理科(マニア一四・三%、一般八・六%)で、体育が不得意(得意・マニア一〇・一%、一般一八・七%)。学校生活は一般の生徒と同様、楽しんでる(楽しい・マニア八二・一%、一般七九・五%)。放課後は部活動をするものが少なく、まっすぐ家に帰ることが多い(マニア四六・九%、一般二九・八%)。テレビ視聴は、三時間以上という長時間者は少なく(マニア二〇・五%、一般四七・四%)、二時間～三時間未満が多い(二二・六%)。「努力すればできること」という形で、将来に対する自信を聞いたところ、マニアの方が一般の生徒より自信と明るい見通しを持っている。つまり、図6に示されているように、成績、大学入試、専門職、趣味、奉仕についても、達成できる能力があると自分に自信を持っている。一つのこの(この場合はテレビゲーム)への没頭・達成感、他の分野への自信を強めるとい

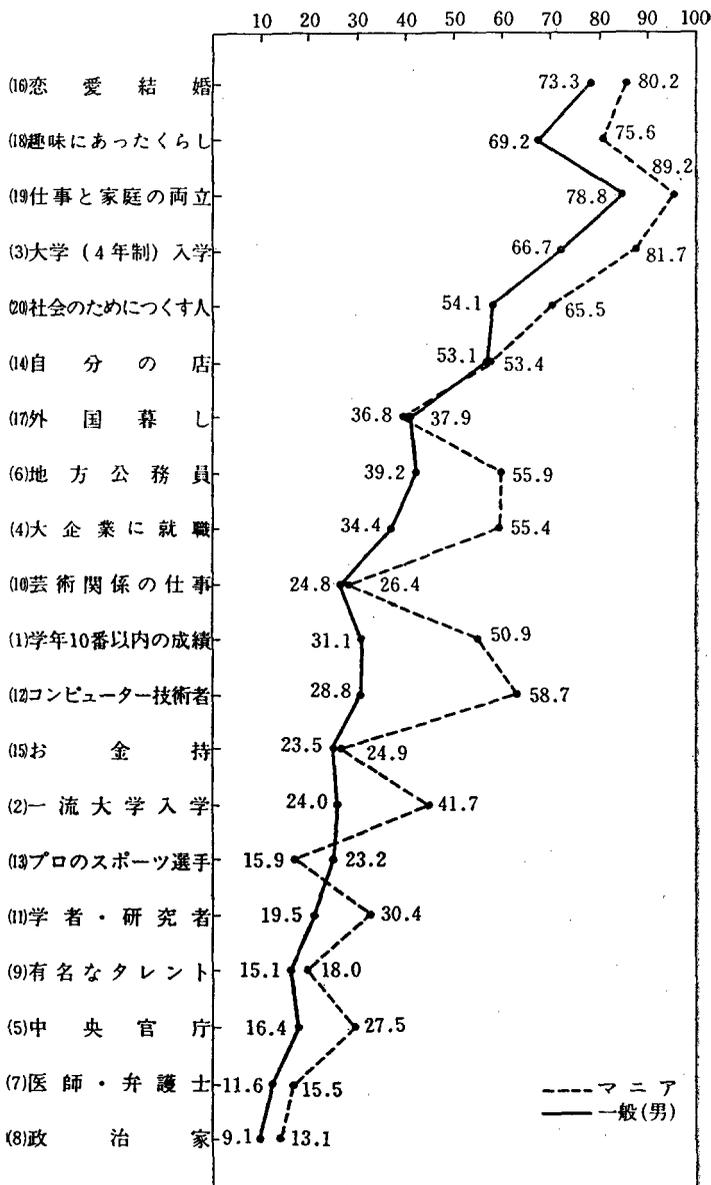
ってよいであろう。

第二に、テレビゲーム機器(ファミコン、ゲームボーイ、メガドライブ、PCエンジンなど)の所有のみならず、パソコンの所有率も高い(マニア一六・五%、一般九・一%)。テレビゲームを始めた時期は一般の子ども(小三の時)より少し遅れている(小四、小五)が、よくした時期は一般(小六～中一)より少し長く(小六～中二)、よくしていた頃のテレビゲームへの接触頻度・時間は圧倒的に多い。また、現在も多少差がある。

第三に、遊んだことのあるソフト数(四本(一般四八本)、持っているソフト数(三本(一般一四本))と、一般の二倍弱が多い。リストアップされた四〇本のソフト数のうち、半数以上の者が遊んだことのあるソフトの本数は三二本(一般一八本)と多い。

「雑誌の定期購読」(マニア八六・一%、一般三二・一%)、「雑誌への投稿」(マニア四八・四%、一般八・四%)、「友達に攻撃法を教える」(マニア八三・九%、一般四七・六%)と、自分の技術の向上に関心

図6 努力すればできること〔マニア・一般別〕 (%)



\*数字は「必ずできる」「たぶんできる」の構成比合計

と自信を持っている。また「テレビゲームのストーリーを考えたことがある」(マニア三三・三%、一般一五・三%)、「テレビゲームの音楽を楽器で演奏したことがある」(マニア三三・三%、一般一三・九%)、「テレビゲームのことが頭から離れないこ

とがある」(マニア三三・一%、一般一六・八%)と、テレビゲームへの愛着・執着はマニアで高い。マニアのマニアたるゆ

えんである。

第五に、テレビゲームの面白さを、さまざまな面で認めている。気晴らし(マニア二八・六%、一般一五・五%)、スリル(マニア五〇・二%、一般三五・三%)、工夫(マニア四五・七%、一般三一・一%)、音楽の楽しみ(マニア五八・九%、一般三四・五%)、友人関係の拡大(マニア七六・〇%、一般六〇・〇%)。

また、マニアはテレビゲームの影響を強く意識している。先の表2のように、気分転換、想像力、決断力、忍耐力、自信、そして友人の数、友人と遊ぶ機会などのさまざまな面で、プラス方向にテレビゲームが作用していると考えている。マイナス面として、視力の低下、お金の浪費をあげている。

第六に、ドラゴンクエストの世界やロールプレイングゲームへの共感性が高い。例えば「キャラクターが初めての場所を動く時、自分が探検しているようでスリルを感じる」は一般四三・四%に対し、マニア六八・九%と多い。「自分が主人公になった気持ちになる」(一般四一・三%、マニア

六二・九%)、「ゲームの世界に入り込んで夢中になれる」(一般三二・九%、マニア六九・五%)。

以上のように、日本のテレビゲームマニアは数学や理科の得意な、どちらかというといふと理系向きの子どもであり、体育が苦手、ひとりであるのが好きな少年である。

日本においてテレビゲームは、遊び道具の一つとして高い価値がおかれていない。それが、マニアに対する抑圧要因として働いている。マニアは「おたく」といわれることを嫌い、必ずしも表面に出てこない。いまは、パソコンやパソコン通信に関心を移している子どもも少なくない。テレビゲームやパソコンへの没頭は、ある意味でいまの高度情報化社会の最先端の活動である。新しい時代に対応した人間観、教育観を形成し、青少年指導のあり方を考えていく必要がある。

詳細は、総務庁青少年対策本部『青少年の友人関係』(一九九一年)を参照されたい。

(たけうち きよし 上智大学教授)

#### 〔投稿歓迎〕

『青少年問題』では、皆さまからの原稿をお待ちしております。全国各地で活躍している補導員、相談員、指導員など青少年関係に携わっている方、研究者、青少年問題に関心がある一般の方々の声や、研究、調査など、どうぞお寄せください。

日頃、地域の青少年たちと接しながら、考えること、感じること、疑問など、どのようなテーマでも結構です。

四〇〇字詰め原稿用紙を使用、写真や図表の掲載も可能です。採用分には薄謝を進呈いたします。原稿の宛て先・お問い合わせは、当編集部まで。

# アメリカ合衆国での社会福祉実習体験

伊 藤 富士江

## はじめに

子どもが学校で落ちこぼれたり、非行に走る前に、それを防止する手だてではないのか。どうしたら問題児童を抱える家庭の養育機能を高めることができるか。こうした問いに答えることは、複雑化した現代社会にあって急務のことのように思われる。アメリカの子どもを取り巻く状況には、親の離婚、虐待、薬物乱用をはじめとして、日本と比べ、はるかに厳しいものがある。しかし一方で、問題が手に負えなくなる前に子どもを支え、家庭の機能の改善を図る試みが多くみられる。

私の留学先であるウィスコンシン州は、全米の中でも社会福祉サービスが充実して

おり、さまざまな先駆的試みがなされてゐる。FAST (Families And Schools

Together) 家庭と学校が一緒になって、という意味)もその一つで、家庭、学校、そして地域のカウンセリング・センターが協力して、子どもを怠学や非行から守って、いこうというプログラムである。小学生を対象にした早期介入プログラムとして、その獨創性が高く評価されている。

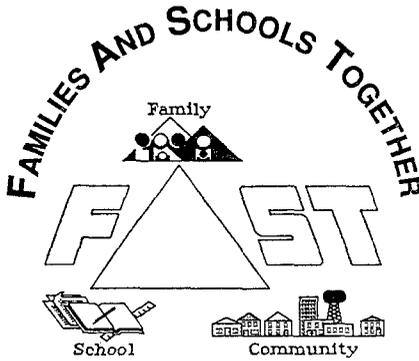
FASTプログラムは、一九八八年にアメリカ家庭サービス協会のリン・マクドナルド女史によって始められ、現在までに総計四〇〇余の家族に実施されている。一九九〇年には、合衆国政府から薬物とアルコール乱用防止の模範プログラムの一つとして認められ、また、州政府からFASTプ

ログラムを州全体に広めるための資金一〇〇万ドルが支給された。

ウィスコンシン大学院社会福祉学部の実習としてFASTプログラムに九カ月余りたずさわった私は、参加した子どもとその家族が変わっていくのを、つぶさに見てきた。このプログラムの内容を紹介し、日本にとって参考となる点を考えてみたい。

## プログラムの目標

FASTは、親子関係の不全が子どもの問題を引き起こすとみる。また、学校で問題を起こしたり非行に走る子どもの親は学校と疎遠になっていたり、地域社会からも孤立していることが多いことに目をつけ、次のような四つの目標を掲げている。



FASTのロゴマーク

① 親子関係の改善を図り、家庭の機能を高める。

② 親子ともに学校に対して親近感を抱けるようにし、子どもの学校での落ちこぼれを防ぐ。

③ 親同士の支援ネットワークを作る。

④ 地域の社会資源を利用できるようにし、アルコールと薬物乱用の危険から家族全体を守る。

## 対象となる家庭と

### プログラムへの勧誘

プログラムの対象となる子どもは六歳から九歳までの小学生。FASTの協力校となった小学校の教師が、問題がある、あるいは問題を起こしそうな児童を、親の承諾を得た後で家庭サービス協会へ報告する。家庭サービス協会のソーシャル・ワーカーが報告のあった家庭に向いて、FASTプログラムの勧誘をする。FASTは、家族の自主的な参加をもとにしているので、この勧誘に際しては細心の注意が払われ、家庭訪問は数回に及ぶ。ワーカーは子どもの問題行動について理解と共感を示し、FASTが問題行動を減らすのに、いかに役立つかを詳しく説明する。

一九九〇年秋季期に二七校で実施した結果、家庭サービス協会が連絡をとった家庭の六三％が、少なくとも一回プログラムに参加し、そのうち八二％がプログラムを終了している。

### カリキュラム

FASTのカリキュラムは、八週間にわたる週一回の会合と、それに続く毎月一回の会合（二年間にわたる）からなる。会合は夕方六時頃から二時間半あまり、学校の食堂や集会所などで行われる。会合に集まる家族は平均して八〜一〇家族。問題児童だけでなく、その兄弟姉妹を含む家族全員の参加が求められる。会合は夕食を共にすることから始まって、子どもと親が楽しめる活動で構成されている。一見、単なる遊びやゲームのようにみえても、家族療法や遊戯療法、グループワークの技法に基づいており、FASTの目標を達成するためにカリキュラム全体が、じつによく考え抜かれている。

#### ① 「家族の旗」作り

一週目の会合ではまず、家族全員で「家族の旗」を作る。皆で家族のシンボルを考え、一人ひとりが旗作りに手を加えることによって、家族のユニットを確認し合うというもの。この旗は毎週、家族のテーブル



FASTの会合が始まる  
—家族の旗を作って—

に置かれる。

## ②食 事

一週目の食事はスタッフが用意するが、二週目以降は、参加する家族が交替で準備して持ってくる（費用は家庭サービス協会が支給）。ハンバーガーやスパゲティといった、あまり手間のかからない献立だが、家族がそろってテーブルを囲んで食事することに意味がある。ビュッフェ形式なので、

子どもはまず親のために食事を運ぶことを求められ、親のリードのもとで食事をする。

## ③「落書きゲーム」

これは家族間のコミュニケーションを促進するためのゲームで、あらかじめ紙に印刷されている単純な線や丸を使って、各自が自由に絵を描く。同じ用紙からさまざまな絵が生まれ、家族の思わぬ創造性に驚く時間でもある。描き終わると家族が順番に見せ合い、それについて話し合っていく。絵の出来、不出来について評価するのではなく、家族が互いの絵に興味を持ち、順番に話をし、耳を傾けることに意味がある。

## ④「ジェスチャー・ゲーム」

思春期を迎える子どもにとって、感情を率直に表現し、それを親と分かち合うことは大切な発達課題である。このゲームは喜怒哀楽を表した顔のカードを順番に引き、ジェスチャー（身振り）でそれを表現し、家族で「それは悲しい顔」「頭にきているところ」「ハッピーな顔」などと当て合うゲームである。三週目以降の会合では、ジェチャーの後で親は子どもに「最近いば

ん悲しかったのはいつ?」「どんな時、頭にくるの?」などと尋ね、子どもの感情の動きに関心を寄せることを求められる。

## ⑤子どもの時間・親の時間

家族が一緒に活動した後は、親と子どもが別々に時を過ごす。子どもは体育館やグラウンドに集められて、スタッフの指導のもとで遊ぶ。子どもの年齢は乳児から一〇代にまで及ぶので、どうやって全員を楽しませるか、スタッフの腕の見せどころ。FASTには数人のボランティアが参加しているので、そのボランティアの手を借りて、毎週さまざまな運動、ゲームや工作などが企画される。子どもたちは、この時間にエネルギーを出しきって遊んでいる。

親は別室に集まって、親同士語り合う時間を持つ。これは、親にとって子どもの世話から解放され、ホッとする時でもある。日頃感じていることや、子育てに関する悩みなどについて自由に話し合っていく。家庭サービス協会のワーカーあるいはカウンセラーが話を進める役割を担うが、目的は親同士が悩みを分かち合い、支援ネットワ



スペシャル・プレイの時間  
—子どものリードに従って—

ークを育てることである。時間の決定権は親の側にある。したがって、例えば、部外者が「親の時間」に参加するような場合、親全員の承諾がなければ参加できない。

⑥「スペシャル・プレイ」

これはFASTプログラムの中でも、もっとも重要な位置を占める活動である。リン・マタドナルド女史がワシントン大学のコーガン博士の遊戯療法をもとに編み出し

た技法で、スペシャル・プレイを毎日行っていくことによって、子どもの問題行動は確実に減っていくとされる。伝統的な遊戯療法と違って、スペシャル・プレイは一五分と短く、簡単な遊び道具を使って、家庭で親が行えることに特色がある。

スペシャル・プレイの時間になると、問題児童と報告された子どもたちだけが親のもとに呼ばれる。この時間、親は四つのルール「ボスにならない」「教えない」「批判しない」そして「子どものリードに従う」ことが求められる。子どもは一五分間、道具を使って自分のしたいように遊び、親はその遊びに注意を集中し、子どものリードに従う。たった一五分間でも全面的に子どもの遊びに従うというのは難しく、つい指図をしたり、注意をそらしてしまう親が見受けられる。そこでスタッフは、子どもと親のやりとりを観察し、四つのルールを守るよう協から親をコーチしていく。このスペシャル・プレイは毎日、家で行うことがFASTの宿題として課せられる。

スペシャル・プレイで、子どもは親の関

心を一身に受けていることを感じながら、自分の気持ちのおもむくままに遊ぶ。こうした体験は、問題児童といわれている子どもにとって得難いもので、それだけに自分に自信をつけ、親と信頼関係を築くのに役立つ。たしかに、このスペシャル・プレイをみていると、子どもの目が輝き、表情が生き生きとしてくるのが観察される。

⑦くじ引き

これは「FASTはどの家族にも『勝利の喜び』を送ります」とのふれこみで毎週行われるくじ引きで、当たると三〇ドル相当の賞品がもらえる。毎週違う家族が当たるようにあらかじめ仕組まれているのだが、そうとは知らない子どもたちは、このくじ引きをたいへん楽しみにしている。賞品は玩具、学習用品、ゲーム、家庭用品など、家族全員がもらって喜ぶ品物が入っている。くじに当たった家族が、次の週の食事の当番となる。

⑧終了「レイン（雨）」

毎週プログラムを終えるにあたって「レイン」と呼ばれる時間を持つ。これは、遊



FASTの卒業式  
一校長先生といっしょに一

びに熱中してきた子ども達の興奮をはずせ、家に戻らせる意味もある。参加者全員で大きな輪を作って手をつなぎ、その週あったことを短く報告する(希望者のみ)。例えば、誕生日を迎えたとか、先生からほめられたといったこと。そして「レイン」(雨という意味)を行う。これは、発信者となる人の動作をまねて次から次へと隣の人に伝えていくゲームで、言葉を使わず静かになるので、雨の音も聞こえるということから、この名がある。このレインをとおし

て、全員が一つに結ばれた気持ちになったところで、会合はお開きとなる。

#### ④四週目の会合と卒業式について

FASTは八週間、同じカリキュラムで行われるが、特別なことをする週が二回ある。一回は四週目で、飲酒と薬物使用について学ぶ時間を持つ。アメリカにおけるアルコール症と薬物乱用の問題は深刻で、そうした問題の危険性について、早期に子どもを教育する必要があると強調されている。FASTでは、地域の薬物乱用防止センターの協力を得て、この問題を扱った子ども向けのビデオを見せ、家族で話し合う。「アルコール症の人がまわりにいたら、どうしたらいいか」「もし友達から麻薬を試すようにいわれたら、何と返事すべきか」など、具体的なことについて、前述のセンターのカウンセラーが尋ねていく。親の中には、すでにアルコール症や薬物乱用に陥っている人も少なくないので、FASTのこの会合が治療を受けるきっかけとなった例もみられる。

もう一つの特別な会合は八週目で、卒業

式が行われる。学校の校長や担任教師、そして家族の親類や友人も招待され、ご馳走が準備されて、にぎやかにかつ正式に執り行われる。子どもたちは卒業式のキャップを作ってから、親もふだんと違って盛装してくる。四回以上FASTの会合に参加した家族には「卒業証書」が校長から手渡される。この時は子どもも親も誇らしげで、FASTの目標(学校に対して親近感を抱く)が達成されているのを見ることが出来る。

#### プログラム終了と評価

八週間の会合を終えた後は、FAST W O R K S (Families And Schools Together — Wisconsin's Opportunities to Raise Kids Successfully)と呼ばれる月一回の会合に参加することになる。これはFASTを卒業した家族がうまくやっているか、スベシャル・プレイが引き続き行われているかなどを確認し合うためのもの。ピクニック、動物園見学、パンケーキの朝食会といった催しを毎月計画して、一つの学校地区

のFASTプログラムを卒業した全家族が集う。FASTによって築かれた親同士との支援ネットワークは、この毎月の会合をとおして維持されていく。また、新たな問題を抱えた家族があったような場合、家庭サービス協会のスタッフが適切な専門家やソーシャル・サービス機関を紹介するなど、きめ細かいアフター・ケアを行う。

FASTでは、プログラムの評価方法がきちんと確立されており、このプログラムがどんな点に関して効果をあげているのかわかることができる。プログラムに参加する前と卒業した後で、次のような三種類のテストを親に実施する。

① 子どもの問題行動をチェックするテスト  
ト（これは子どもの担任教師に対して行う）

② 家族の融通性、統合度を測るスケール

③ 社会的支援の度合いを測るスケール  
なお、これらのテストの妥当性、信頼性については、すでに検討済みである。

最近発表されたFASTの評価レポートによれば、一九九〇年秋学期に二七校でF

ASTを実施した結果、子どもの問題行動が減ったことが記されている。特に「注意が散漫」「落ち着きがなく過剰に活動的」といった学業に直接影響する行動が、FAST卒業後に有意に減っている。また親との関係も改善され、子どもが自分に自信を持ち始めたことが、親から報告されている。

## まとめ

子どもが学校で落ちこぼれたり、非行に走る前に、その子どもの問題行動を取り除き、家庭の養育機能を高めていこうという意図のもとに始められたFASTプログラムは、現在まで大きな成果を収めている。

八週間にわたる会合はいかにもアメリカ的で、笑いあり楽しいゲームありという中ですすんでいく。子どもと親の表情は次第に生き生きして、生活全般にわたって自信を取り戻していくのが観察される。FASTプログラムのすぐれた点は、次のようにまとめられる。

① 小学生を対象にした早期介入プログラムである。小学校の教師が子どもの問題行

動をキャッチし、地域のカウンセリング・センターと学校が協力して親を巻き込んで、子どもの学校での落ちこぼれを防いでいく。

② 日本では問題児童に対し個別に対処することが多いが、FASTは家族全体の関係に重点をおいた家族システム・アプローチをとっている。親の教育機能を高めることによって子どもの問題行動を減らし、家族全体を支えていこうとする。

③ 親をプログラムの対等なパートナーとして扱っている。従来の福祉サービスと違って、FASTは親を単なるクライエント（サービスを受ける側）の位置に留めておかない。親同士の支援ネットワークを作り、FAST卒業後の会合の企画や運営に直接たずさわっていくことを求めている。

（いとう ふじえ

ウイスクンシン州立大学院

マジソン校社会福祉学部）

# 少年に対する暴力団の影響

麦 島 文 夫

## はじめに

今春、暴力団にかかわる新しい法律が成立した。いわゆる暴力団対策法として、新聞等で紹介されているので、ご存知の方も

多いかと思う。この法律の骨格は、暴力団の認定規程を確かなものに定めるとともに、認定された暴力団については、そのさまざまな活動に対して法的対応措置を定めたものであり、これによって今後、暴力団の活動が大きく制限されると期待したいところである。

ところで、暴力団の組織・活動をみると、暴力団は組織の拡大を図るために、その人的供給源として少年を対象とすることが多いとともに、自己の支配下においた少年を使って合法・非合法的な資金獲得活動に

従事させるなどの状況がみられてきた。これらの状況に対して、暴力団対策法では、特に少年を暴力団から守るための、いくつかの対応を示している。

警察庁保安部少年課は、このような暴力団対策法の成立を機会に、少年に対する暴力団の影響に関する実態調査を、科学警察研究所防犯少年部の協力を得て実施し、過日発表した。その発表の一部を以下に紹介する。

なお、調査対象者と暴力団との関係では、男子の場合は、すでに暴力団員である少年(二二%)、暴力団員と交友があり、その影響を受けている少年(五一%)、暴力団員から被害を受けるなど暴力団の影響下にある少年(一七%)が主なものである。また女子では、暴力団と交友があり、その影

響を受けている(六二%)、暴力団員から被害を受けるなど影響下にある(三六%)が主である。

年齢的には、男子は一九歳がもっとも多く(三五%)、一七歳以上で約八割、女子は一七歳がもっとも多く(三三%)、一六歳以上が八割になる。学職別では、男女とも無職が約五割、有職が男子の三六%、女子の一七%、学生・生徒は男子の一六%、女子の二九%の割合であった。

## 調査概要

暴力団は組織の拡大を図るため、少年を人的供給源とするほか、組織の資金源獲得のために少年を自己の支配下において、合法・非合法的な活動に従事させるなどの状況がみられる。このため、少年を暴力団の影

表1 暴力団と知り合いになった時の学職

区分	合計	学生・生徒					有職少年	無職少年				
		小計	小学生	中学生	高校生	その他		小計	中学校卒業後の無職	高校中退後の無職	高校卒業後の無職	その他
総数	224	97	11	54	28	4	35	92	45	26	2	19
構成比	100.0	43.3	4.9	24.1	12.5	1.8	15.6	41.1	20.1	11.6	0.9	8.5
男子	138	48	11	23	12	2	24	66	32	16	1	17
構成比	100.0	34.8	8.0	16.7	8.7	1.4	17.4	47.8	23.2	11.6	0.7	12.3
女子	86	49	0	31	16	2	11	26	13	10	1	2
構成比	100.0	57.0	0	36.0	18.6	2.4	12.8	30.2	15.1	11.6	1.2	2.3

表2 暴力団と知り合いになった後の行動（複数回答）

区分	男女別	総数	男子		女子		
			構成比	構成比	構成比	構成比	
総数(調査対象数)		174	—	88	—	86	—
組員と性的関係をもつ		73	42.0	0	—	73	84.9
うち組員と同棲		18	10.3	0	—	18	20.9
組員と一緒に犯罪行為をする		64	36.8	25	28.4	39	45.3
シンナーの盗用等の器物犯罪		43	24.7	12	13.6	31	36.0
恐喝、脅迫等の暴力犯罪		11	6.3	9	10.2	2	2.3
その他の犯罪		10	5.8	4	4.6	6	7.0
組員と交際し、街を徘徊する		64	36.8	37	42.0	27	31.4
組の資金源獲得の手伝いをする		35	20.1	19	21.6	16	18.6
露店等の合法的資金源獲得		21	12.1	10	11.4	11	12.8
寛せい強密売等の犯罪による資金源獲得		8	4.6	3	3.4	5	5.8
みかじめ料の取り立て等の非合法的資金源獲得		6	3.4	6	6.8	0	—
事務所当番等の組の雑用を手伝う		33	19.0	29	33.0	4	4.7
本人の非行に組の威光を利用する		16	9.2	15	17.0	1	1.2
組員に強要されて売春する		7	4.0	0	—	7	8.1
犯罪に強要されて危険営業、風俗関連営業に従事する		6	3.4	1	1.1	5	5.8
その他		27	15.5	19	21.6	8	9.3
合計		325	186.8	145	164.7	180	209.3

響から守るための施策の参考とするため  
に、平成三年一月一七日から三月一六日ま

での二カ月間に、全国で検挙・補導した刑  
法犯少年、特別法犯少年、触法少年および

福祉被害少年の中で、暴力団との関係が  
認められた二三四人(男子一三八人、女子  
八六人)について、面接調

査を実施した。

調査結果から

(1) 暴力団員と知り合いと  
なった時の状況

初めて知り合いとなった  
暴力団員と、現在も関係の  
ある暴力団員の所属団体に  
ついては、約八割の少年が  
同一団体と関係を継続して  
いる。また、暴力団の系列  
は山口組系が約四割を占め  
るなど、指定三団体との関  
係が強くみられる。

学職別では、無職少年が  
もつとも多く、次いで中学  
生が多くなっていることか  
ら、無職少年に対する就労  
・就学対策を推進するとと  
もに、中学生以下の少年に  
対する広報啓発等の対策を

表3 暴力団への加入の勧誘方法

働きかけの方法	回答人員	
	回答数	構成比
合計	83	100.0
特に理由をいわれずに入れと勧誘	23	27.7
享楽的な生活ができるからと勧誘	18	21.7
経済的に楽だからと勧誘	10	12.1
街で大きな顔ができるからと勧誘	10	12.1
仕事を手助けしてやるといって勧誘	8	9.6
加入するよう脅されて勧誘	5	6.0
金を支払うから入れと勧誘	1	1.2
その他	8	9.6

講じていくことが必要である(表1)。  
 (2)暴力団員と知り合いとなった後の行動  
 男子では暴力団員と街を徘徊した者がも  
 つとも多く、女子は組員と性的関係を持っ  
 た者ももつとも多い。男女とも、暴力団員  
 を一種の遊び仲間としている傾向がみられ  
 る(表2)。

表4 暴力団に加入した(したい)理由(複数回答)

理由	回答数(男子)	
	回答数	構成比
総数(調査対象数)	85	—
格好がよいから	43	50.6
自分のような者でも認めてくれるから	32	37.6
暴力団であれば街で大きな顔ができるから	30	35.3
享楽的な生活ができるから	24	28.2
組長や兄貴分が好きだから	24	28.2
力の世界に魅力を感じるから	13	15.3
義理・人情の世界に魅力を感じるから	13	15.3
当面の生活のため	11	12.9
他の仕事はできないから	12	14.1
経済的に楽ができるから	11	12.9
暴力団に生きがいを感じるから	9	10.6
仕事上都合がよいから	5	5.9
特に理由はない	7	8.2
その他	4	4.7
合計	238	279.8

男女とも暴力団員と一緒に犯罪行為をし  
 た者が多く、特に女子では、シンナーの乱  
 用等の薬物犯罪を敢行した者が目立ち、関  
 係をつなぎとめるための薬づけの実態がみ  
 られる。  
 (3)暴力団員への加入の勧誘、加入の意思  
 暴力団への加入の勧誘は、男子の約六割  
 が受けており、その勧誘者の約九割が暴力  
 団員である。加入の勧誘方法は、脅して勧  
 誘するのは少なく、享楽的な生活ができる

などと、甘い言葉をかけて  
 巧妙に勧誘するケースが多  
 い(表3)。こうした勧誘行  
 為を抑止するため、暴力団  
 対策法を効果的に活用する  
 必要がある。  
 女子のほとんどが加入意  
 思を持っていないのに対  
 し、男子では加入意思のな  
 いことがはっきりしている  
 者は、約四割である。加入  
 意思がまったくない少年を  
 除く男子八五人の暴力団へ  
 の加入した(したい)理由

をみると「格好がよいから」とする者が約  
 五割を占めるなど、少年が「ヤクザ」のイ  
 メージに安易に憧れている実態がみられる  
 (表4)。  
 (4)暴力団からの脱退の意思、脱退時の圧  
 力・被害  
 男子少年の六割、女子少年の約七割が、  
 暴力団との関係をやめる意思を持ってい  
 る。一方、暴力団加入少年では、組を脱退  
 しようとして、圧力・被害を受けた者が三

六〇を占める。また、暴力団未加入少年では、暴力団との関係を断とうとして圧力・被害を受けた者が一九を占めることから、暴力団との関係をやめるにやめられない者も相当いると考えられる。こうした少年を一人でも多く保護するために、暴力団対策法を効果的に活用する必要がある。

脱退時の圧力・被害の状況は、リンチ等の暴行、傷害、家庭、仕事先への嫌が

表5 暴力団未加入少年が暴力団員との関係を断とうとした時の圧力・被害の状況（複数回答）

圧力、被害の状況	総数		男子		女子	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総数（調査対象数）	33	—	16	—	17	—
リンチ等の暴行、傷害を受けた	12	36.4	7	43.8	5	29.4
金を要求されるなどの恐喝を受けた	11	33.3	6	37.5	5	29.4
家庭、仕事先等に電話で嫌がらせをされた	9	27.3	4	25.0	5	29.4
組事務所等に監禁された	7	21.2	5	31.3	2	11.8
家庭、仕事先に暴力団が押しかけて嫌がらせをされた	6	18.2	4	25.0	2	11.8
物理的な被害は受けないが脅迫された	5	15.2	3	18.8	2	11.8
無理矢理「刺青」させられた	4	12.1	4	25.0	0	—
売春を強要された	3	9.1	0	—	3	17.6
雇われないように冤せい罪を注射された	2	6.1	0	—	2	11.8
その他	3	9.1	1	6.3	2	11.8
合計	62	188.0	34	212.7	28	164.8

表6 暴力団と知り合いになって感じた意識の状況

区分	男女別		男子 (138人)		女子 (86人)	
	総数 (224人)	総数に占める割合	男子数に占める割合	男子数に占める割合	女子数に占める割合	
暴力団と知り合いになって良かった	78	34.8	57	41.3	21	24.4
街で大きな力オができるようになった	75	33.5	54	46.4	11	12.8
女性にもてるようになった	16	8.0	16	11.6	0	—
一緒に付き合える仲間が増えた	110	49.1	78	56.5	32	37.2
金まわりがよくなった	57	25.4	34	24.6	23	26.7
親から見放されるようになった	107	47.8	65	47.1	42	48.8
世間の目が冷たくなった	96	45.9	57	41.3	39	45.3
まともな友達がいなくなった	109	48.7	64	46.4	45	52.3
暴力団の恐さがわかるようになった	127	56.7	76	55.1	51	59.3
暴力団に対する警察の取締りは厳しい	156	69.6	105	76.1	51	59.3
交友のある暴力団員から暴行、いやがらせ等の被害を受けた	38	17.0	26	18.8	12	14.0
自分がダメになってしまうのではないかと不安である	123	54.9	70	50.7	53	61.6
暴力団に入ると警察に捕まりやすくなるのではないかと不安である	146	65.2	97	70.3	49	57.0
暴力団の活動に嫌気がさした	101	45.1	61	44.2	40	46.5
暴力団との関係で困っているの、警察などで相談にのってほしい	55	24.6	30	21.7	25	29.1

らせなど、多様である（表5）。

### （5）暴力団に対する意識

男子では「知り合いとなつてよかつた」「街で大きなカオができるようになった」など暴力団との関係をプラスに感じていないが、その反面で、世間の目が冷たくなった、まともな友達がなくなつたなど、マイナス面もつねに感じている状況がみられる。一方、女子では、多くの者は暴力団と関係を持ったことに、「自分がダメになつてしまふのではないかと不安である」など、後悔している状況がみられる（表6）。このため、男子、女子いずれに対しても、暴力団の実態について、幅広く広報啓発活動を行つていく必要がある。

### 暴力団員との関係に関する対策

#### （1）女 子

暴力団員になつてゐる者は皆無であり、暴力団員から被害を受けるなどの被害女子少年が約四割、暴力団員と交友の下に影響を受けてゐる女子少年が約六割である。暴力団員と知り合う時には、ほとんどが非行集団には加入しておらず、路上や駅、公園

等において、なんとなく暴力団員から声をかけられたり、友人、知人を介して紹介され、知り合うきっかけが作られる。その後、ほとんどが暴力団員と性的関係を持ち、さらに組員と薬物乱用事犯等の犯罪行為を行うようになるという傾向が、顕著に現れている。しかしながら、暴力団員と関係を持った後の意識をみると、暴力団員と関係したことに後悔している者が多いのが特徴である。

以上のことから、女子の場合には、

①盛り場、たまり場等を徘徊する女子に対する街頭補導活動、早期発見活動を強化する

②暴力団の実態について幅広く広報啓発を行い、女子の規範意識を高めることが特に重要であると考えられる。

#### （2）男 子

暴力団員となつてゐる者が約四割を占めている。女子の場合とは異なり、もともと非行集団に加入している者が半数を占め、それが契機となつて、組事務所や組員宅等で暴力団員から声をかけられたり、暴力団事務所に入入りして電話当番をさせられた

りするほか、組織の手先として、資金源獲得活動に利用されている状況が認められる。その結果、過半数の者は正規の暴力団員となるよう勧誘されており、多くが組員となつていく傾向が認められる。また、暴力団に対する意識としては、暴力団員と関係を持つてよかつたと感じている者が、女子に比較して高い割合を示しており、暴力団に対する認識が低いことが認められる。以上のことから、男子の場合には、女子の場合とは異なり、

①暴力団員と知り合う大きな契機となつてゐる非行集団そのものの解体活動を推進する

③知り合いとなつた後の暴力団員による組織への加入勧誘を阻止するために、暴力団対策法を効果的に活用することが肝要であるといえる。

（むぎしま ふみお 帝京大学教授）

\*

\*

\*

## 施設生活における

## 生活の主体者は誰か

神戸 賢次

養護施設は、明治以降、孤児院あるいは育児院として出発した、児童福祉法第四一条に基づく「乳児以外の児童で、①保護者のない児童、②虐待されている児童、③その他環境上養護を要する児童」を社会的に養育・保護する児童福祉施設です。

現在、全国に五三〇有余の養護施設があり、三万人程の児童が、①親の行方不明、②両親の離婚、③親の入院などの理由から、やむなく親元を離れて施設生活を送っている。この子らは、いかなる事情があるにせよ、将来、社会の一員として社会的に自立し、より良い社会を築く文化創造の担い手として、人格形成・育成されるべき子どもたちなのです。そして、この子らの将

来を左右する貴重で大事な時期を、施設で集団生活を送っているのです。

子どもたちは、施設入所するまでの荒んだ生活と裏腹に、施設生活ではとても明るく、時には少々乱暴でさえある。しかし、その心の奥深くでいつも父や母のことを想い、時にはどうしようもない淋しさやいだちをかみしめながら生活している。子どもたちは自分の責任でもない生命にすんで責任を背負い、社会でたくましく生き抜くための知恵と勇気を学んでいるのです。

現代のように高学歴社会にあって、高学進学が当たり前の時代にあっても、施設の子どもたちの高校進学率は五三・八％と低い数字が示しているように、施設生活での不自由さ、不合理と思われることが多々あり、国連の子どもの権利条約の批准という時代的要請をまつまでもなく、児童の意見表明権、プライバシー権・学習権の確保は急務であるといえます。

その意味で、施設で生活する高校生が最  
高学年、最年長者として、また、施設生活の主体者としての自覚と責任を持って、施設生活を築くならば、日本の児童福祉そのも

の発展に大きく寄与することでしょう。そのための第一回の鳥取大会、第二回北海道美深大会、第三回京都市大会、そして、第四回の岐阜大会に引き継がれ、今回は、厚生省の後援をいただいたことは大変意義深い。詳細は、報告集と感想文集に掲載されていますので、ぜひお読み願いたい。

そんな施設で生活する高校生たちが自分の力で列車を乗り継ぎ、はるばる北は北海道から南は沖縄まで、二六の都道府県、八八の養護施設の高校生一六五名と職員七八名、その他一四名を加えた総勢二五七名が「日本のへそ」岐阜県をめざして、この交流会に集い、交流を深めることができた。

この高校生交流会の輪の広がりは、養護施設で生活する高校生にとって、また、施設生活を余儀なくされる子どもたちの幸せな生活を築くに必要なる「人と人との信頼関係」を築き、「かけがえのない友との友情」を深め、「施設生活の向上」に向けて勇気を持って取り組むこと、そんな社会・世界を作りあげることの重要さをヒシヒンと感  
じさせられました。(かんべ けんじ)

岐阜日本児童育成園児童指導員



## 増加する少年の銃器犯罪

### —アメリカ—

さる一〇月、米国テキサス州で三五歳の男が小型トラックでレストランに突入、居合わせた多数の客に向けて銃を乱射、二二人が死亡、二〇数人が重軽傷を負うという米国史上最悪の無差別銃器殺人事件が起こったが、いま、アメリカでは、ティーンエイジャーの間はまだ銃器による犯罪が横行し、加害者数、被害者数とも増加傾向にあるという憂慮すべき事態を生じている。

ワシントンDCでは、一五歳の少年が友人に撃たれ死亡。コネチカット州ニューヘブンでは、一四歳の少年が通りすがりの車の中から狙撃されて死亡。セントルイスでは一六歳の少年が銃で撃たれ、テニス・シューズとジャケットを奪われる。またニューヨークでは、一四歳の少年が女友達をめ

ぐるいさかいから、学校の中庭でセミアーマチック拳銃で級友を撃ち、負傷させている。

こういった事態は都会のスラム地区だけではなく、いまや、郊外の住宅地にも広がってきている。最近では、カリフォルニア州パサディナの高級住宅地で、二人の少年がショットガンを交互に回し撃ちして、三人の女性を死亡させている。ニュージャージー州ランバートンの中流住宅地では、今年二月、一四歳の少年が父親の銃器収納キャビネットから拳銃を持ち出し、バスケットボール部の仲間の頭を撃ち死亡させている。昨年秋にはシカゴ郊外で、一六歳の少年が級友から一〇〇ドルで借りた拳銃で、両親を撃ち殺すという事件も起きていた。

今年三月に発表された、一九七九年から八八年まで銃によって死亡した少年の実態を分析した国立保健センターの調査結果によれば、八四年に銃で撃たれて殺された一五歳から一九歳までの少年は一〇二二人であったが、八八年には一六四一人と急増している。そのうち黒人の少年については、八四年の四一八人から八八年には九五五人へと、倍以上の増加を示している。八四年と比較して、八八年における黒人少年の犠牲者数の増加率は、白人少年のそれに比べ、なんと一一倍という高率である。

一方、銃器犯罪により逮捕された一八歳未満の少年は、ノースイースタン大学全米犯罪学研究所の調査によれば、一九七六年の一万九六四九人から、八九年には三万一千五七七人へと跳ね上がっている。同年齢層の少年によって犯された銃器による殺人は、八四年の四四四人から八九年には九五二人へと、倍以上に膨れ上がってきている。そのうち黒人少年による銃器殺人は、八四年の一八一人から八九年には五五五人へと、急激な増加を示している。

なぜこうなったのか。原因は明らかだ。

いまの少年たちのまわりには、銃が満ち溢れている。また、めったやたらに殺しまくると『ランボー』のような映画・テレビの影響を受けて、暴力というものに、かつてないほど無感覚になっている。都会のスタム地区の少年には貧困や絶望が厭世的な気分をもたらし、これが銃器犯罪へと向かわせる下地となっている。家庭崩壊がこれらに輪をかけている。だが、なんといっても最大の原因は、銃器が全国どこでも、簡単に手に入れることができるということにある。これが、ティーンエイジャー同士の日常のいさかきを、殺人という重大な結果へと発展させてしまう元凶となっている。

現在、アメリカでは、一般市民の手中にある銃器は一億五〇〇〇万丁から二億丁と推定されている。一九八九年の世論調査では、アメリカ市民の五人に三人が銃を所持していると答えている。国内の銃器生産は、八〇年代はじめにやや落ち込んだものの、その後、八六年は三二〇万丁、八九年

には四四〇万丁と、着実にその生産量を伸ばしてきている。こういった状況を背景として、二〇州の一万一〇〇〇人の少年を対象としたある調査では、彼らのうちの四一％が、もし望めば銃器を入手し得る状態にあることがわかつている。全米学校安全センターの調査によれば、八七年において、一三五〇〇〇人の生徒が日常的に学校に拳銃を携行してきていたという。同センターでは、この数字は現在ではもっと高くなっているだろうと話している。また、ボルチモアの公立学校の生徒を対象としたある調査によれば、片親または両親がいない男子生徒の、じつに五九％が拳銃を持ち歩いているという。

少年たちは、どうやって銃を手に入れているのか。ボルチモアの公立学校の前記の調査では、少年たちの一般的な銃の入手先として、街頭で、友人、麻薬の密売人、窃盗をあげている。ボストン、ニューヨーク、ワシントンDCのような強い銃規制法があるところでは、密売人はフロリダ、テキサス、ヴァージニア、ジョージア、オハイオ

などの、以前は銃器購入にあたってほとんど規制のなかった州で購入した銃を、プレミアムを付けて高く売っている。一方、親が、知らぬうちに供給源になっていたりもする。フロリダ州のある学校での調査では、見つかった銃を取り上げられた生徒のうち八六％が家庭からのものだったという。

少年の銃器犯罪激増を押し上げているのは、暴力集団と麻薬だ。暴力集団は少年たちを取り込んで、ガン細胞のように膨れ上がってきている。ロサンゼルス地区の暴力集団数とその構成員数は、一九八五年に約四〇〇団体、約四万五〇〇〇人であったのが、九〇年には八〇〇団体、約九万人へと倍増している。テキサス州オースティンでは、暴力集団の構成員数は、五年前に約二〇〇人であったのが、いまでは二八〇〇人へと膨張している。こういった状況が銃の過当競争を招き、少年の銃器犯罪の増加へと繋がっている。昨年九月にも、対立集団同士がオースティンの繁華街のバス停で衝突、一六歳の少年の発砲で、相手集団の二人の少年と通行人一人を負傷させるという

事件が起きている。

そして、麻薬である。発砲事件を起こした少年の二〇名から二五名が、行為時に飲酒もしくはクラックやPCP等の薬物を服用していたという。

こういった状況に対して、銃器の法規制は、効果が疑問視されるビントはずれな対応ぶりを示している。今年四月にレーガン前大統領は、銃器購入の際の七日間の留保期間を盛り込んだ、いわゆるブラディ法案に対する支持を表明したが、その実効性は疑問視されている。銃で殺人を犯す少年たちは、その銃をすでに非合法手段で入手しているからだ。また、ブラディ法案やブッシュ大統領の対犯罪強化法では、少年たちの手に銃器が渡り得る現在の制度には、まったく手がつけられていない。多くの人たちには、少年の銃器犯罪を撲滅するには、街から銃器をなくしてしまうのが一番と考えているのだが、そういったことは、いまの銃器規制論議の中では、論議の対象にすらなっていないのだ。

こういった事態に、学校側はどう対応しているのだろうか。シアトルのある高校ではアルコール検知器を置いて、生徒の飲酒の有無を調べている。デトロイトの高校では、金属探知器をくぐらなければ生徒を校内に入れさせない。オハイオ州メンターの小学校では、教師の「地震訓練」の叫び声を合図に、銃弾から身を伏せる訓練まで行われている。生徒の胸に、身分証明バッヂを付けさせている学校もある。ロサンゼルスやベルベデーレ中学校では、校内を警備員が巡回、来訪者には氏名、時間、来訪目的を記載させたりえて、目的場所まで携帯無線機を持った警備員が同行する。これほど厳重なものも、同校では、これまでに地元の前銃撃の暴力集団に加わっている者を含め、七人の生徒が殺されているからだ。昨年の秋には、暴力集団に入っている一三歳の生徒が、学校から数ブロック離れた歩道上で銃で撃たれて死亡している。一方、多くの学校では、矯正施設から金属探知器の警備機器を借用して、事態に対応している有様である。鉄格子付きの窓、監視カメラ、

銃付きのドアなど、いまや都会スラム街の荒れる学校は、まさに刑務所そのものの観を呈している。

少年による銃器犯罪の激増、それに伴う犠牲者数の増加を憂慮して、教育者、心理学者、医師その他多くの人たちが、これを阻止しようと、さまざまな試みを行っている。その一つは、犯罪防止のための教育である。代表的なものとして、ハーバード大学公衆衛生学部のデボラ・プロスロウスチス教授によって開発された、少年のためのプログラムがある。現在、ボストンをはじめ、いくつかの市の高校で用いられているが、一〇時限からなるこのプログラムは、少年たちから犯罪の魅力を奪い、犯罪のもたらすものを教え、不満や怒りを昇華させる犯罪に代わる他の方法を教える等々内容としている。また、フロリダ州デード郡の学校では、銃器犯罪防止センターと協力し合って、一九八八―八九学年度に生徒に対する銃器安全教育を行っている。これは、図書・ビデオ等の教材や、役割演技をとお

して、少年から銃の魅力をなくしてしまおうとするものである。全米ライフル協会も、各年齢層に合うように作成した数種類の銃器安全プログラムを実施している。

一方、少年を短期間、施設に収容して教育する方法をとっているところもある。ボストンでは四年前から、銃器所持で逮捕された生徒をすべて、パロン鑑別・相談センターへ送致、五日から一〇日間の収容を行っている。少年たちは、そこで詳細な心理学的、教育学的鑑別を受け、退所後、学校に戻るにせよ、その他の施設に行くにせよ、その少年に合った処遇計画が立てられる。少年たちはまた、カウンセリング、一般授業、犯罪防止講座、拘留所の見学等に参加する。同センターは、これまで一〇〇〇人の少年を受け入れているが、再犯率は約五%と低い。タッカー所長は、もっと長い期間少年たちを収容できれば、より効果的なのだかと語っているが、担当のパッカリン氏は「思索し、反省するための小休止、機会を少年たちに与えるのが当センターの役目なのです」と話している。

もう一つ、カリフォルニア州オークランドで行われている「Teens on Target」と呼ばれるプログラムがある。これは、少年の犯罪問題に対処するには、大人よりも同世代の若い人にあたらせた方がいいとの考えに基づくもので、銃器・麻薬・家庭内暴力等について研修を受けたボランティアの大学生を学校に派遣して、犯罪を未然に防ぐための生徒指導を行わせるものである。安い経費ですむため、当局はこのプログラムに熱心である。

少年の銃器犯罪の今後の見通しはどうか。『子供が殺人を犯すとき』(『When Children Kill』)の著書もある心理学者C・ユイニング氏によれば、事態は絶望的だ。銃器の相変わらぬ増加、虐待・放置される子どもたちの増加、貧困な境遇にある少年の増加、五歳から一七歳までの年齢層の今後七・七%の増加見込み……。ユイニング氏は「我々がかつてみたことのない、最も血塗られた少年犯罪の一〇年になるであろう」と予告している。

(中根 憲一)

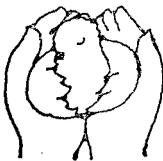
国立国会図書館

調査立法参考局行政法務課)

(出典)

『Kids Who Kill』 by Gordon Within  
(U. S. News & World Report, April 8, 1991)

雑誌「青少年問題」の誌面が第三十九巻一月号から変わります。従来よりも一ページ内の活字量を減らして、少しゆったりと、読みやすいように工夫を凝らしました。ご期待ください。



「青少年問題」第38巻主要記事一覧

(平成三年)

一月号

巻頭言 感動を生む実体験を……杉浦 力  
現代青少年の友情……藤原喜悦  
いつも、それが終わりではない。そこが、  
はじまりなのだ！……加藤日出男

一人前―昔と今……西村浩一  
最近の少年非行の動向と特質……井村玲子  
活動事例⑯ 若者たちの心の劇場……

性的幼児虐待の類型とその特徴について  
……荻野良明

海外情報 子どもの権利条約と子どもサ  
ミット……鈴木太郎

口絵 第五回国民文化祭・愛媛90  
……愛媛県国民文化祭室

二月号

巻頭言 児童文化への期待……岡田 陽  
対人恐怖のはなし……高橋 徹  
雑誌メディアにみられる性の商品化……

福富 護

子どもの遊び文化と「チャレラン」……

大学へは行くけれど―「学生生活等の  
実態に関する調査」を実施―文部省  
我が国における留学生及び就学生の現状

海外情報 アメリカの家族と青少年の自  
律……黒川 慧

口絵 地域に根をはる青少年活動を……  
……遠藤輝喜

巻頭言 リーダーの資質……熱海則夫  
不登校をどう理解するか……森田洋司  
スクールソーシャルワーカー・子どもたち  
のパートナー……山下英三郎

平成二年版青少年白書の概要……総務庁  
大都市の児童・生徒の生活と価値観……  
……武内 清

高卒者の進路選択と職業志向―初期職業  
経歴に関する追跡調査より―小杉礼子  
海外情報 育児サービスとしての出産休  
暇・親休暇及び初等教育―OECD諸  
国の現状……山崎隆志

口絵 「工房劇場」プラネット・ステーシ  
ョンがオープン……今西 勇

学校の教育環境を整える……宮本裕子  
嘘のない教育を……川上源太郎  
学校体験を問い直す……松本良夫  
日本人学校の子どもの異文化体験(1)……  
……佐藤郡衛

浪人生の生活と意識……杉山憲司  
就職等に関する大学生・学長・企業の意  
識調査……麦島文夫

海外情報 スウェーデンにおける子ども  
の事故防止対策……大曲祐子  
口絵 平成二年度障害児童・生徒等絵画  
展……佐藤 伸

巻頭言 母の教え……平野 京  
児童虐待の問題性……内藤和美  
子どもの異文化体験(2)現地校に通う子  
どもの異文化体験……佐藤郡衛  
サラーム・アレイクムククウエイトゥー汝  
の上に平安あれ……伊藤 博  
旅行も仕事も海外で―若者に人気のワー

キング・ホリデー制度……………森川幹夫

活動事例130 家族で心のボランティアを

―施設入所児童家庭体験事業…吉村茂夫

南信北声 交通事故の撲滅……………山口正次郎

海外情報 東西ドイツの青少年―彼らの

学校観を中心に……………木戸 裕

口絵 ぐんまこどもの国……………星野光子

●六月号●

巻頭言 幼児教育からの提言……………藤永 保

人間を動物学的なヒトの原点で考える…

……………山田卓三

大阪レポートと現代日本の親子関係……………

服部祥子

親は子育てによってどのように成長する

か……………牧野暢男

青少年の家族や学校に対する帰属意識の

現状及びその要因……………鈴木真悟

海外情報 ケニア共和国の里親制度……………

黒川 慧

働く若者の現状と展望……………東島靖男

口絵 自然の風のなかで見つけよう、味

わおう、楽しもう……………国立信州高遠少年自然の家

●七月号●

巻頭言 永遠の課題……………平田胤明

ふれあいと対話が築く明るい社会……………

……………高木俊彦

小学生の規範意識について……………安香 宏

若者たちはなぜしゃがむのか……………清水忠男

コミック誌・単行本問題と現況について

……………金子益雄

シンナー乱用少年の実態と分析…堀尾良弘

最近の少年少女向け漫画問題について……………

山下史雄

海外情報 統一ドイツ子どものための政

策課題……………齋藤純子

口絵 里美野生体験キャンプ……………吉川耕一

●八月号●

巻頭言 青少年の交通安全対策について

……………武居澄男

若年ドライバーの交通事故の特徴……………

……………山口卓郎

交通安全教育を考える……………星 忠通

女子暴走族の実態について……………出海光子

市原学園における交通安全教育…沼口 昇

進事業」をおえて……………

……………紋別ふるさと子ども実行委員会

海外情報 英国一九八九年児童法……………

……………土屋恵司

『青年問題基本統計報告書』から……………

……………日本青年館青年団研究所

口絵 交通安全のために……………清水敏夫

●九月号●

巻頭言 青少年問題と家族心理…岡堂哲雄

母親になるということ……………花沢成一

大学生の子どもへの関心の様相―親準備

性との関連から……………杉本真理子

乳幼児期から青年期へ―その発達の一貫

性と可塑性……………飯島婦佐子

青少年に対するボランティア活動…大堀哲

タイ・マレーシア・日本の高校生の生活・

道徳・宗教意識(1)……………磯谷正行

海外情報 韓国の青少年対策…宇治郷毅

口絵 親子ふれあいの集い……………諏訪幸男

●十月号●

巻頭言 青少年とスポーツ……………本間政雄

現代青少年の身体の問題……………青木 高

スポーツとリラクゼーション―ピンチを

切り抜けるために……………市村操一  
現代の食生活と阻礙の意義……………赤坂守人  
乳幼児の食生活―食事を楽しく……………

渡辺くるみ

タイ・マレーシア・日本の高校生生活・  
道徳・宗教意識(2)……………磯谷正行

海外情報 アメリカの青少年とシートベ  
ルト……………黒川 慧

口絵 全国非行防止大会茨城大会……………金子益雄

## 十一月号

巻頭言 話を聞くこと……………詫摩武俊  
いま、相談機関に求められているもの……………

「問題を持つ子ども」と家族関係……………平木典子  
子どもの適応と成長を支えるものとして……………

の父母のイメージ……………村瀬嘉代子  
思春期のつまずきとふれあい心の友活動……………

不登校児に関する人権擁護機関の取り組  
みについて……………町谷雄次

超高層住宅に住む子どもたち―遊びを中  
心にその問題点を考える……………永田桂子

海外情報 ドイツにおける外国人青年……………

泉眞樹子  
平成三年上半期の少年非行等の概要……………

口絵 ふれあい―自然体験・都会体験……………山田俊廣  
……………墨田区教育委員会社会教育課

## 十二月号

巻頭言 子育てと地域社会……………木村貴資雄  
今年の青少年問題から考える……………馬居政幸  
放置できないところまできた未成年者の  
飲酒問題……………鈴木健二

青少年の友人関係とテレビゲーム―「青  
少年の友人関係に関する国際比較調査」  
から……………武内 清

アメリカ合衆国での社会福祉実習体験……………  
伊藤富士江

少年に対する暴力団の影響……………麦島文夫  
海外情報 増加する少年の銃器犯罪―ア  
メリカ……………中根憲一

口絵 第四回全国養護施設高校生交流会  
岐阜大会……………神戸賢次

## ユニセフ・カード

ユニセフ(国連児童基金)では、グ  
リーティングカードなどによる収益  
を、世界の恵まれない子どもたちを救  
うために役立てています。カードは各  
国の美術館や芸術家から寄贈されたデ  
ザインによって作成され、はがきやク  
リスマスカードとして、世界約一五〇  
カ国で販売されています。

欧米では、国民の平均五人に一人が  
カードを利用していますが、日本では  
まだ六〇人に一人の割合でしか利用さ  
れていないとか。ユニセフ・グリーテ  
ィングカードを利用することにより、  
身近な国際協力の輪が大きく広がって  
いくことでしょう。

詳しくは、ユニセフGCO駐日事務  
所(〒一〇七 東京都港区赤坂一―一  
一―三九 第二興和ビル西館 ☎〇三  
―三五八二―一六六六)まで。

青少年問題関係主要記事紹介

— 最近号から —

△学校教育▽

特集Ⅱ情報化社会と子どもの読書

座談会／メディアミックス時代の読書  
を考える……石川弘義・  
井上武司・北村年子・近藤純夫

読書が育む人間理解……無着成恭

(児童心理 九一一〇)

特集Ⅱ△新評価△の事例と研究

座談会／△新評価△を生かす指導——い  
まどう発想の転換をはかればよいか——  
……有岡 格・渋谷憲一・中原國明

(児童心理 九一一〇臨時増刊)

特集Ⅱ登校拒否生徒の家庭訪問

登校拒否生徒の家庭を訪問してよい場  
合、まずい場合……梅垣 弘  
してほしいこと、してほしくないこと  
——家庭訪問される親の立場から——荒井清

(月刊生徒指導 九一一〇)

特集Ⅱ環境教育をどう具体化するか

いま、なぜ環境教育か……山極 隆  
環境教育をどう推進するか……関 裕行  
高校生の留学の実態と問題点：相場 宏

(月刊高校教育 九一一〇)

特集Ⅱ読書感想画指導のあり方

読書指導の中から生まれる感想画……  
……中島章一

(学校図書館 九一一〇)

△社会教育・家庭教育▽

特集Ⅱ地域づくりと生涯学習イベント

地域づくりイベントの役割とその効果

イベントによる都市の活性化……井上 繁

（社会教育 九一一〇）

特集Ⅱ生涯にわたる交通安全教育の進め方

生涯にわたる交通安全教育の進め方……長山泰久

児童・生徒に対する交通安全教育の進  
め方……鈴木 誠

（交通安全教育 九一一〇）

特集Ⅱ識字と教育

アミン君の笑顔を世界の子どもたちにも  
「国際識字年」——その成果と今後……吉岡淳

（子どもと家庭 九一一九）

しっかり愛してほしかった——幼児の心  
理と家庭教育……野本茂夫

（親と子 九一一〇）

△福祉・処遇・その他▽

特集Ⅱことはを育む  
精神発達の違いとことばの発達……  
……村井潤一

（発達の違いと教育 九一一〇）

特集Ⅱ熟達の行方

「人間学」はどこへ行った……ハツ塚実  
迷える子羊・親羊……石野伸子

（少年輔導 九一一〇）

特集Ⅱ協力雇用主と保護観察

保護観察と協力雇用主……泉 信彌  
（更生保護 九一一〇）

特集Ⅱ高校生とバイク

「4+1ない運動」から「新運動」へ……  
……猪俣 勇

親や社会から見離され、教育も受けず、  
住む家もなく街をさまよい寝起きするス  
トリートチルドレンへの対策がいま、各  
国で大きな問題となっている。ストリー  
トチルドレンを生み出す最大の要因は貧  
困だが、背後には複雑な国際情勢が絡み  
合う。驚異的なインフレに襲われている  
中南米、恒常的な干ばつが続くアフリカ、  
戦争の後遺症に苦しむ中東諸国。何度も  
話し合いのテーブルに着きながら内戦終  
結の兆しすらみえないユーゴスラビア。  
これら混乱の被害者はつねに、子どもや  
弱い立場の市民である。世界中の人々が  
平和と安定の中で暮らせるよう、国際的  
な取り組みが不可欠であろう。(M)

編集後記

青少年問題 第三十八巻 十二月号

平成三年十一月二十五日 印刷

平成三年十二月一日 発行

定価 三六〇円(本体三五〇円) 千四六円

購読料 一年 四七五円(送料共)

編集発行人 財団法人青少年問題研究会

発行 東京都千代田区西神田二ノ四ノ一

電話(〇三)三三六二一六〇五七

振替口座東京 五二一五四四〇四

印刷所 東京 都豊島区高田三二二一八

## 青少年補導機関各位 補導委員手帳の価格改訂についてお願い

標記補導委員手帳を毎々ご購入賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、ご高承のように、本手帳は昭和39年当時、総理府青少年対策本部ご指導のもとに発刊されて以来、全国の青少年補導関係機関、関係者各位の必携資料として広くご利用いただいております。弊会といたしましては、本手帳が青少年の非行防止、健全育成の一環として、公器的性格を持つものであることを考慮し、補導要領、関係法令等、収録内容の点検に十分留意するとともに、頒布価格をできるだけ据え置き、各位のご便宜を図ってまいりました。

しかしながら、この1、2年、原材料費の値上がりのほか、とりわけ手作業を必要とする金文字の箔押し（外注）費用が値上がりし、既定の箔押し料金以内での処理が困難となるなど、はなはだ苦慮している次第であります。

つきましては、まことに不本意ながら、平成4年4月1日から下記のとおり価格を改訂させていただきます。どうか前記事情をご賢察くださいませ、平成4年度ご予算の編成にあたりましては格別のご高配を賜わりますよう、切にお願い申し上げます。

記

新価格（平成4年4月1日より）

箔押ししない手帳 (本会既製のもの)	価 格	摘 要		
	1冊につき 420円	手帳のタイトルを「少年補導委員手帳」としたものと、タイトルをつけていないものがあります。		

箔押しした手帳	箔押し代	手帳代	合計単価	摘 要
センター名等 (1回押し)	1冊につき 80円	1冊につき 420円	1冊につき 500円	30～50冊の少数箔押しの場合の箔押し代金は左表の金額によらず、4000円の基本料金をいただきます。
センター名等 及び市町村章 (2回押し)	1冊につき 130円	1冊につき 420円	1冊につき 550円	30～50冊の少数箔押しの場合の箔押し代金は左表の金額によらず、6500円の基本料金をいただきます。

手帳タイトルの箔押しは縦型等の特殊なものを除き、原則として無料です。

◎箔押しは外注していますので、業者の都合により、原則として30冊以上ご注文の場合に限ってお受けすることにしてあります。

詳細は青少年問題研究会事務局（03—3262—6057）まで。